

2 前条第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同条同項の融資(以下「融資」という)の都道府県ごとの総額の百分の三十に相当する金額とする。但し、都道府県が融資機関と当該融資機関の当該都道府県の区域内においてした融資につき当該融資機関が受けた損失を当該融資の総額の百分の三十を下らない額を限度として補償すべき旨の契約を結んだときは、百分の五十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に対し年五分の割合で計算した金額とする。

(利率)

第五条 第二条第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年五分引き下げた利率で当該契約の条件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員又は会員に対してする貸付)

第六条 水産業協同組合がその組合員又は会員の漁業施設の復旧のために融資機関から融資を受けた資金をその組合員又は会員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七条 融資機関は、第二条第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、政府(都道府県が損失補償をした場合は当該都道府県を含む。以下本項において同じ)から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を、政令の定めるところにより、政府に納付しなければならない。

(法令等の違反に対する措置)

第八条 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二条第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(施行規定)

第九条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧  
資金の融通に関する特別措置法(三五七)



## 農山漁村電気導入促進法

（昭和二十七年十二月二十九日  
法律第三百五十八号）

### （目的）

第一条 この法律は、電気が供給されていないか又は十分に供給されていない農山漁村に電気を導入して、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図ることを目的とする。

### （都道府県農山漁村電気導入計画）

第二条 都道府県知事は、電気が供給されていないか又は十分に供給されていないと認められる農山漁村について、当該農山漁村にある農業、林業又は漁業を営む者が組織する営利を目的としない法人で政令で定めるもの（以下「農林漁業団体」という。）で当該農山漁村に電気を導入する事業を行ううとする者の申請により、当該農山漁村に電気を導入するための電気導入計画を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の電気導入計画には、左の事項を調査の上、省令の定めるところにより記載しなければならない。

- 一 当該農山漁村に電気を導入する方法
- 二 当該農山漁村に電気を導入するための施設の建設計画
- 三 前号の施設の利用計画

### （全国農山漁村電気導入計画）

第三条 農林大臣は、前条の計画に基づいて、通商産業大臣と協議の上、毎年度、全国農山漁村電気導入計画を定めなければならない。

### （資金の貸付）

第四条 政府は、前条の計画を実施するため、農林漁業団体に対し、農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第百五号）の定めるところにより、当該農林漁業団体が主として自己又は組合員その他これを組織する者の用に供する電気を導入するために必要とする左の各号に掲げる資金を貸し付けるものとする。

一 発電施設（これに伴う送電変電配電設備を含む。以下同じ。）の造成、復旧又は取得に必要な資金

二 送電配電施設（変電受電設備を含む。以下同じ。）の造成、復旧又は取得に必要な資金

三 電気事業者（電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるとされた公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第四号に規定するものをいう。以下同じ。）に対して負担する工事負担金

### （国の補助）

第五条 国は、開拓地における農林漁業団体が必要とする前条各号に掲げる資金に対して都道府県が補助を行うに要する経費に対し、毎年度、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、補



助金を交付することができる。

（事業計画書の提出）

第六条 第四条の規定により資金の融通を受け又は前条の規定により補助金の交付を受けて発電施設又は送電配電施設を造成、復旧又は取得しようとする農林漁業団体は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を農林大臣に提出しなければならない。

- 一 第二条第二項各号の事項
- 二 当該事業の実施者
- 三 当該施設による受益範囲
- 四 当該施設の利用上必要となる電気の供給又は発生した電気の託送若しくは売買に関する事項
- 五 その他省令で定める事項

（農林大臣の指導）

第七条 農林大臣は、第四条の規定により資金の融通を受け、又は第五条の規定により補助金の交付を受けて発電施設又は送電配電施設を造成、復旧若しくは取得しようとする農林漁業団体に対し、当該施設の建設に関し、当該施設を造成、復旧又は取得したこれらの農林漁業団体に対しては当該施設の維持、管理又は利用に関し、政令の定めるところにより、必要な事項について指導しなければならない。

（都道府県その他の団体の指導）

第八条 農林大臣は、前条の指導の事務を、都道府県その他の法人で省令で定めるものに行わせることができる。

2 政府は、毎年度、予算の範囲内で、政令の定めるところにより、都道府県に対しては第二条第二項の調査を行うために必要な経費の一部を、前項の規定により同項の事務を行う者に対しては当該事務を行うために必要な経費の一部を補助することができる。

（電気事業者との協議等）

第九条 農林漁業団体で当該農山漁村に電気を導入する事業を行おうとする者は、その造成、復旧若しくは取得しようとする発電施設又は送電配電施設の利用上必要な電気の供給又は発生する電気の託送若しくは売買について、電気事業者に協議を求めることができる。

2 前項に規定する協議がととのわないとき又は協議することができないときは、当該農林漁業団体は、当該事業の公益性及び緊急性について農林大臣の認定を受けた上、政令の定めるところにより、通商産業大臣に裁定を求めることができる。但し、認定を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない。

3 裁定は、公開による聴聞会を開いて当事者及び利害関係人の意見をきいて、前項の申請があつた日から百二十日以内になされなければならない。

4 通商産業大臣は、裁定にあつては、左に掲げる基準によつてしなければならない。  
一 電気の供給については、当該農林漁業団体が真に必要とする最低量をこえず、発生した電気の



託送又は売買については、当該施設を維持するため真にやむを得ない程度をこえないこと。

二 電気事業者の電気の供給、設備、経理その他の事情を考慮し、一般需要者及び電気事業者に不当な負担を課さないこと。

5 裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

6 通商産業大臣は、裁定の効力に期限を附することができる。

7 通商産業大臣は、裁定をしようとするときは、農林大臣に協議しなければならない。

8 第二項の裁定の通知が当事者になされたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

9 裁定の後において、事情の変更その他新たな事由が生じたときは、当事者の一方は協議の内容の変更又は解除について、通商産業大臣に裁定を求めることができる。この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。

(対価等の不服の訴)

第十条 前条第二項若しくは第九項の裁定において定める電気の供給又は発生する電気の託送若しくは売買の対価又は料金の額に不服がある当事者は、同条第八項の通知を受けた日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、裁定の際の他の一方の当事者又はその承継人を被告とする。

(土地改良事業との調整)

第十一条 政府は、この法律の目的を達成するため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定により施行される土地改良事業が、かんがい排水施設(えん堤及び水路をいう。)を伴う場合において、当該土地改良事業と発電事業との調整、必要な資金の確保等発電水力の開発について、適切な措置を講じなければならない。

(電気及びガスに関する臨時措置に関する法律との関係)

第十二条 この法律は、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律の適用を排除するものではない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業資金融通法の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

「六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金	年 八 分	年 七 分	十 五 年	一 年
イ 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第四条によるもの	年 六 分 五 厘	年 五 分 五 厘	二 十 五 年	三 年
ロ その他のもの	年 八 分	年 七 分	十 五 年	一 年

農山漁村電気導入促進法(三五八)



改め、同条第二項中「耕土培養事業に係るもの」の下に「農山漁村電気導入促進法による補助事業に係るもの」を加える。

附則に次の一項を加える。

5 政府は、農山漁村電気導入促進法施行の際、現に第二条第六号の規定により同法第四条各号に掲げる資金に相当する資金の貸付を受けている農林漁業団体に対して、当該資金の貸付の条件を変更することができる。

## 外航船舶建造融資利子補給法

（昭和二十八年一月五日）  
法律 第一一五号

（目的）

第一条 この法律は、外航船舶の建造に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給することにより、外航船舶の建造を促進することを目的とする。

（利子補給金の支給）

第二条 政府は、日本船舶を所有することができる者が、外航船舶（船舶安全法（昭和八年法律第一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶で運輸省令で定める規格に適合するものをいう。）の建造を日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人たる造船業者に請け負わせる場合において、政令で定める範囲の金融機関がその資金を融通するときは、政令で定めるところに

より、当該融資につき利子補給金を支給する旨の契約を当該金融機関と結ぶことができる。

（利子補給金の支給の年限）

第三条 前条の規定による契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該契約をした会計年度以降八箇年度以内とする。

（利子補給金の総額）

第四条 政府は、第二条の規定による契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が国会の議決を経た金額をこえることとならないようにしなければならない。

（利子補給金の限度）

第五条 第二条の規定による契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該契約に係る融資が最初になされた日から、当該船舶が造船事業者から注文者に引き渡された日後二箇月までになされた融資の融資残高について、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行う場合における利率と年七分五厘との差の範囲内で運輸大臣が告示で定める利率で計算する額を限度とする。

2 前項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合において、当該契約で定める当該船舶の予定しゅん工日以後の融資残高が、融資総額を当該船舶の予定しゅん工日以後五年間半年賦均等償還の条件で償還するものとした場合における計算上の融資残高をこえるときは、その計算上の融資残高を前項の融資残高とする。

（融資利率）

外航船舶建造融資利子補給法（一）



第六条 政府と金融機関との間に第二条に規定する契約が成立したときは、当該金融機関は、当該契約に係る融資の融資残高（前条第一項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合において、同条第二項の規定により同項の計算上の融資残高を融資残高とするときは、その額）についての利率を、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行う場合における利率から政府が支給する利子補給金の額を基礎として算出した利率だけ引き下げたものとしなければならない。

（配当の制限の勧告）

第七条 運輸大臣は、必要があると認めるときは、第二条の規定による契約に係る融資を受けている者に対し、利益の配当の制限について勧告することができる。

（貸借対照表等の提出）

第八条 第二条の規定による契約に係る融資を受けている者は、運輸省令で定めるところにより、当該事業に関する貸借対照表その他の書類を運輸大臣に提出しなければならない。

（金融機関の法令等の違反に対する措置）

第九条 政府は、金融機関が、この法律又は第二条の規定による契約に違反したときは、当該金融機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 船舶建造融資補給及損失補償法（昭和十四年法律第七十一号）は、廃止する。
- 3 この法律の施行の際現に存する船舶建造融資補給及損失補償法第一条第一項の契約については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## てん菜生産振興臨時措置法

（昭和二十八年一月九日  
法律第二十二号）

（目的）

第一条 この法律は、てん菜の生産増強を図ることによつて、寒地における農業経営の合理化を推進するとともに、国内における砂糖の供給量の増大を期することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「てん菜」とは、砂糖の製造の用に供されるてん菜をいい、「てん菜糖」とは、てん菜を原料として製造された砂糖をいう。

（てん菜生産振興計画）

- 第三条 省令で定める数量以上のてん菜を生産する道府県の知事は、省令の定めるところにより、当該道府県におけるてん菜生産振興計画を定めて農林大臣の承認を受けなければならない。
- 2 てん菜生産計画には、左に掲げる計画を含むものとする。

てん菜生産振興臨時措置法（二）



てん菜生産振興臨時措置法(二)

- 一 てん菜の生産計画
- 二 てん菜の優良種子の生産及び普及計画
- 三 てん菜の生産改善及びてん菜を導入した農業経営の合理化に関する計画
- 三 国は、毎年度、予算の範囲内において、第一項の道府県に対し、同項の規定により農林大臣の承認を受けたてん菜生産振興計画を実施するために必要な経費の一部を補助する。

(買入)

第四条 政府は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、てん菜糖の製造を業とする者(以下「製造業者」という。)からてん菜糖の買入をすることができる。

2 農林大臣は、前項の買入を行うてん菜糖の原料となるてん菜の生産される年(以下「生産年」という。)の四月末日までに、前項の買入を行う旨を告示しなければならぬ。

第五条 前条第一項の規定により政府が買入するてん菜糖は、当該生産年において農林大臣が定める価格(以下「最低生産者価格」という。)を下らない価格で生産者から買入れたてん菜を原料として製造されたものであつて政令で定めるものに限る。

2 前項の最低生産者価格は、政令で定めるところにより算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参しやくして定める。

3 第一項の最低生産者価格は、生産年の四月末日までに告示する。

4 第一項の最低生産者価格は、経済事情の変動が著しい場合には、これを改定することができる。

5 農林大臣は、前項の改定を行ったときは、遅滞なく告示しなければならない。

(買入の価格)

第六条 第四条第一項の規定による政府の買入の価格は、生産年におけるてん菜につき定められる前条の最低生産者価格にてん菜の買入並びにてん菜糖の製造及び売渡に関する費用を加えて得た額を基準として農林大臣が定める。

2 前項の買入の価格は、生産年の十月末日までに告示する。

(報告の聴取等)

第七条 農林大臣は、前条第一項の規定により買入の価格を定めるため必要があるときは、製造業者に対し、業務及び財産の状況に関し、必要な報告を求め、又はその職員に製造業者の製造場、事務所、事業場又は倉庫に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に関する関係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

(農林大臣の指示)

てん菜生産振興臨時措置法(二)



あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線  
技師法の一部を改正する法律(三)

三九〇

第八条 農林大臣は、製造業者に対し、てん菜の買入その他生産者との取引についての条件及びその買入の方法並びにてん菜糖の製造及び貯蔵に関し必要な指示をすることができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、昭和三十七年三月三十一日限りその効力を失う。
- 3 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「食糧管理ノ為ニスル食糧」を「食糧管理ノ為ニスル食糧(てん菜生産振興臨時措置法  
第一条中「食糧管理ノ為ニスル食糧」を「食糧管理ノ為ニスル食糧」に改める。  
(昭和二十八年法律第二号)ニ依リ政府ノ買入ルル甜菜糖ヲ含ム以下同シ)」に改める。

## あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及 び診療エックス線技師法の一部を改正する法律

(昭和二十八年一月二十日)  
法律 第三号

第一条 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者」を「文

部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩については二年以上、はり、きゆう又は柔道整復については四年(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者にあつては、二年)以上、解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得した者」に改め、同条第三項を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を卒業した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終つた者又は省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第二条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の学校(学校教育法第八十三条第一項の学校に限る。)又は養成施設に入学し、又は入所することができる。

旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者で、第二条第一項の学校又は養成施設において二年以上はり師、きゆう師又は柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の行う試験に合格したものは、同条同項の規定にかかわらず、はり師免許、きゆう師免許又は柔道整復師免許を受けることができる。

第二条 診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線  
技師法の一部を改正する法律(三)

三九一



平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部を  
改正する法律(四)

三九二

附則に次の一項を加える。

(診療エックス線技師試験の受験資格の特例)

11 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者で、第二十条(受験資格)第一号の規定により文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療エックス線技師養成所において二年以上診療エックス線技師として必要な知識及び技能の修習をおえたものは、同条の規定にかかわらず、診療エックス線技師試験を受けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十八年一月二十二日)  
法律 第四 号

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第十六条に次の一項を加える。

3 第一項の期間は、政令の定めるところにより、これを短縮することができる。

第二十四条第一項但書を削り、同項に次の一号を加える。

四 その他特別な事情があるとき。

第二十四条第二項中「五日」を「十五日」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の期間は、その満了に際し、法務省令の定めるところにより、これを延長することができる。

4 前項の規定により延長する期間は、十五日をこえてはならない。

第二十五条第二項に次の一号を加える。

三 同項第四号の事由に基く願出については、その特別な事情を証する書類

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十八年二月十三日)  
法律 第五 号

国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(五)

三九三



国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部  
図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律(五)

題名を次のように改める。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律  
第一條中「第二十條」を削る。

同条の表中	国立国会図書館支部人事院図書館	人 事 院	を
	国立国会図書館支部人事院図書館	人 事 院	を
	国立国会図書館支部日本学術会議図書館	日 本 学 術 会 議	に、
	国立国会図書館支部経済安定本部図書館	経 済 安 定 本 部	を
	国立国会図書館支部物価庁図書館	物 価 庁	を
	国立国会図書館支部調達庁図書館	調 達 庁	に、
	国立国会図書館支部自治庁図書館	自 治 庁	を
	国立国会図書館支部経済審議庁図書館	経 済 審 議 庁	に、
	国立国会図書館支部法務図書館	法 務 省	を

国立国会図書館支部大蔵省文庫	大 蔵 省	を
国立国会図書館支部法務図書館	法 務 府	を
国立国会図書館支部大蔵省文庫	大 蔵 省	に、
国立国会図書館支部郵政省図書館	郵 政 省	を
国立国会図書館支部電気通信省図書館	電 気 通 信 省	を
国立国会図書館支部中央気象台図書館	運 輸 省	に改める。
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海 上 保 安 庁	を
国立国会図書館支部郵政省図書館	郵 政 省	を

第二條中「支部図書館長」を「支部図書館の長」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部  
図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律(五)



### 酒税法

(昭和二十八年二月二十八日  
法律第六十六号)

酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の全部を改正する。

#### 目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等(第七条—第二十一条)
- 第三章 税率(第二十二条)
- 第四章 酒税の徴収(第二十三条—第三十条)
- 第五章 納税の担保(第三十一条—第三十六条)
- 第六章 酒類審議会(第三十七条—第三十九条)
- 第七章 雑則(第四十条—第五十三条)
- 第八章 罰則(第五十四条—第六十二条)

附則

第一章 総則

#### (課税物件)

第一条 酒類には、この法律により、酒税を課する。  
(酒類の定義及び種類)

第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料(うすめて飲料とすることができるときをのみ含み、アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の規定の適用を受けるアルコールを除く。)をいう。

2 酒類は、清酒、合成清酒、濁酒、焼酎、味りん、白酒、ビール、果実酒及び雑酒の九種類に分類する。

(その他の用語の定義)

第三条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「アルコール分」とは、摂氏十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

二 「エキス分」とは、摂氏十五度の時において原容量百立方センチメートル中に含有する揮発性成分のグラム数をいう。

三 「清酒」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの

ロ 米、水及び清酒かす、米こうじその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたものの(イ又はハに該当するものを除く)。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米(こうじ米を含む。)の重量をこえないものに限る。

ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたもの



四 「合成清酒」とは、政令で定めるところにより、アルコール、焼酎、又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するものをいう。

五 「濁酒」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの

ロ 米、水及び麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないもの

六 「焼酎」とは、左に掲げるものでアルコール分四十五度以下の酒類をいう。

イ 清酒かす、合成清酒かす、味りんかす、清酒、合成清酒、濁酒、味りん若しくは白酒を蒸り、ゆらしたもので又はこれをさらに蒸り、ゆらしたものであるもの

ロ さつまいもその他政令で定める物品及び水を原料として発酵させたものを蒸り、ゆらしたものであるもの

七 「味りん」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 米及び米こうじに焼酎、又はアルコールを加えて、こしたものであるもの

ロ 米、米こうじ及び焼酎、又はアルコールに味りんその他政令で定める物品を加えて、こしたものであるもの

ハ 味りん、焼酎、又はアルコールを加えたものであるもの

ニ 味りん、味りんかすを加えて、こしたものであるもの

八 「白酒」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 米又は米こうじに清酒、濁酒、焼酎、味りん、又はアルコールを加えて、すりつぶしたものであるもの

ロ 米又は米こうじ及び清酒、濁酒、焼酎、味りん、又はアルコールに水を加えて、すりつぶしたものであるもの

九 「ビール」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの

ロ 麦芽、ホップ、水及び米その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

ハ ビールに炭酸ガスを加えたもの

十 「果実酒」とは、左に掲げる酒類をいう。但し、イに掲げるもの以外のものについては、エキス分五度未満のものに限る。

イ 果実を原料として発酵させたもの

ロ 果実に政令で定めるところにより糖類を加えて発酵させたもの

ハ 果実又は果実に政令で定めるところにより糖類を加えたものに水又は炭酸石灰その他政令で定める除酸剤を加えて発酵させたもの



酒税法（六）

四〇〇

ので、アルコール分が十四度をこえず、且つ、当該焼酎、又はアルコールのアルコール分の総量がイからハまでに掲げる酒類のアルコール分の総量をこえないもの

十一 「雑酒」とは、清酒、合成清酒、濁酒、焼酎、味りん、白酒、ビール及び果実酒以外の酒類をいう。

十二 「酒造年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

十三 「保稅地域」とは、關稅法（明治三十二年法律第六十一号）第二十九条ノ二に規定する保稅地域をいう。

（類別及び品目）

第四条 焼酎、及び味りんは、それぞれ、甲類及び乙類に分類する。

2 焼酎、甲類は、焼酎のうち、その蒸りゆうの方法が連続式蒸りゆう機（連続して供給されるアルコール含有物を蒸りゆうしつつフーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸りゆう機をいう。以下同じ。）によるものとする。

3 焼酎、乙類は、焼酎のうち、その蒸りゆうの方法が連続式蒸りゆう機によるもの以外のものとする。

4 味りん、甲類は、味りんのうち、その比重が摂氏十五度の時において重ボイメ度三度をこえるものとする。

5 味りん、乙類は、味りんのうち、味りん、甲類以外のものとする。

6 雑酒は、政令で定める品目に分ける。

（級別）

第五条 清酒は、特級、第一級及び第二級に区別する。

2 合成清酒は、第一級及び第二級に区別する。

3 雑酒は、特級、第一級及び第二級に区別する。

4 清酒特級及び第一級、合成清酒第一級並びに雑酒の各級の規格は、政令で定める。

5 清酒又は合成清酒につき、当該酒類が前項の規格に該当するかどうかは、中央酒類審議会の審査したところにより、国税庁長官が認定する。

6 国税庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、清酒第一級に係る認定を、国税局長をして地方酒類審議会の審査したところにより行わせることができる。

（納稅義務者）

第六条 酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類の石数に應じ、酒税を納める義務がある。

2 酒類を保稅地域から引き取る者（以下「酒類引取者」という。）は、その引き取る酒類の石数に應じ、酒税を納める義務がある。

第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等

（酒類の製造免許）

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の種類別



(焼酎、及び味りんについては、類別、雑酒については、品目別)に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という。)が、その免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場における毎酒造年度の酒類の製造見込石数(一の製造場において味りんの種類又は二以上の品目の雑酒を製造しようとする場合には、味りんの種類又は雑酒の当該品目の合計石数)が当該酒類につき左に掲げる石数に達しない場合には、受けることができない。

- 一 清酒 三百石
- 二 合成清酒 三百石
- 三 濁酒 百石
- 四 焼酎、焼酎、甲類 三百石
- 五 焼酎、焼酎、乙類 五十石
- 六 味りん 五十石
- 七 白酒 五十石
- 八 ビール 一万石
- 九 果実酒 三十石
- 十 雑酒 三十石

3 前項の規定は、左に掲げる場合には、適用しない。

- 一 清酒の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において濁酒、焼酎、焼酎、味りん又は白酒を製造しようとする場合
- 二 焼酎、焼酎の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、味りん又は白酒を製造しようとする場合
- 三 試験のために酒類を製造しようとする場合
- 四 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、毎酒造年度におけるその製造見込石数の合計が三百石以上であるとき。
- 五 一の製造場において焼酎、焼酎、甲類及び焼酎、焼酎、乙類を製造しようとする場合で、毎酒造年度におけるその製造見込石数の合計が三百石以上であるとき。

(酒母等の製造免許)

第八条 酒母、もろみ(酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。)又はこうじを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、左に掲げる場合においては、この限りでない。

- 一 酒類製造者が、その免許を受けた製造場において、当該酒類の製造の用に供するため、酒母、もろみ又はこうじを製造する場合
- 二 酒母の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、当該酒母の製造の用に供す



- るため、こうじを製造する場合
- 三 もろみの製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、当該もろみの製造の用に供するため、酒母又はこうじを製造する場合
- 四 アルコール専売法の規定によりアルコールの製造の特許、許可又は委託を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、酒母、もろみ又はこうじを製造する場合
- 五 自己又は同居の親族の食用に供するためこうじを製造する場合(酒類の原料とするため製造する場合を除く。)
- 六 みそ又はしょう油の製造業者が、その製造場において、みそ又はしょう油の製造の用に供するため、こうじを製造する場合

(酒類の販売業免許)

第九条 酒類の販売業(販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合には、住所地)の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類製造業者がその免許を受けた製造場において酒類の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。

(免許の要件)

第十条 第七条第一項、第八条又は前条の規定による免許の申請があつた場合において、左の各号の

- 一に該当するときは、税務署長は、免許を与えないことができる。
- 一 免許の申請者が第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。)、同条第五号又は第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消されたことがある者である場合
- 二 酒類製造者又は酒類の販売業免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という。)である法人が第十二条第一号、第二号若しくは第五号又は第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消された場合(第十二条第二号の規定により免許を取り消された場合については、当該法人が第六号又は第七号に規定する者に、第十四条第二号の規定により免許を取り消された場合については当該法人が第七号に規定する者に該当することとなつたことに因る場合に限る。)、において、その取消の原因となつた事実があつた日から前一年内に当該法人の業務を執行する役員であつた者で当該法人がその取消処分を受けた日から三年を経過するまでのものが免許を申請した場合
- 三 免許の申請者が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号、第七号又は第八号に規定する者である場合
- 四 免許の申請者が法人であつて、その役員のうち第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する者がある場合
- 五 免許の申請者が第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する者を免許申請に係る製造場又は販売場に係る支配人としようとする場合



- 六 免許の申請者が免許の申請前二年内において国税又は地方税の滞納処分を受けた者である場合
- 七 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令若しくは酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)若しくは関税法(噸税法(明治三十二年法律第八十八号)において準用する場合を含む。)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受け、それぞれ、その刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合
- 八 免許の申請者が禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者である場合
- 九 正当な理由がないのに取締上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合
- 十 酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合
- 十一 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適當でないとして認められる場合
- 十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不充分と認められる場合

る場合又は製造場の設備が不充分と認められる場合  
(免許の条件)

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、酒類の製造石数若しくは販売する酒類の種類若しくは卸売、小売の別につき条件を附し、又は製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があると認められるときは、酒類の製造免許の期間につき条件を附することができ、

2 税務署長は、前項の条件を附した後において、その必要がなくなつたときは、その条件を緩和し、又は解除しなければならない。

(酒類の製造免許の取消)

第十二条 酒類製造者が左の各号の一に該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

- 一 さ、偽その他不正の行為により酒類の製造免許を受けた場合
- 二 第十条第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に規定する者に該当することとなつた場合又は酒税に係る滞納処分を受けた場合
- 三 三年以上引き続き酒類を製造しない場合
- 四 三酒造年度以上引き続き酒類の製造石数が第七条第二項に規定する石数に達しない場合。但



し、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 第三十一条第二項の規定により命ぜられた担保の提供又は酒類の保存をしない場合

(酒母等の製造免許の取消)

第十三条 前条第一号から第三号までの規定は、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けた者(以下「酒母等の製造者」という。)について準用する。

(酒類の販売業免許の取消)

第十四条 酒類販売業者が左の各号の一に該当する場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

一 偽その他不正の行為により酒類の販売業免許を受けた場合

二 第十条第三号から第五号まで、第七号又は第八号に規定する者に該当することとなつた場合

三 一年以上引き続き酒類を販売しない場合

(免許取消の手續)

第十五条 税務署長は、酒類の製造免許、酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許又は酒類の販売業

許の取消をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、酒類製造者、酒母等の製造者若しくは酒類販売業者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならない。

(製造場又は販売場の移転の許可)

第十六条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者は、その酒類、酒母、もろみ若しくはこうじの製造場又は酒類の販売場を移転しようとするときは、政令で定める手續により、移転先の所轄

税務署長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、移転先につき第十条第九号又は第十一号に掲げる事由があるときは、税務署長は、前項の許可を与えないことができる。

(製造又は販売業の廃止)

第十七条 酒類製造者又は酒母等の製造者がその製造の全部又は一部を廃止しようとするときは、政令で定める手續により、免許の取消を申請しなければならない。

2 酒類販売業者がその販売業を廃止しようとするとき(その販売場の全部又は一部を廃止しようとするときを含む)は、政令で定める手續により、免許の取消を申請しなければならない。

(こうじの販売業の開廃業等の申告義務)

第十八条 こうじの販売業をしようとする者は、政令で定める手續により、販売場ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合には、住所地)の所轄税務署長に申告しなければならない。但し、こうじの製造免許を受けた者がその免許を受けた製造場においてするこうじの販売業については、この限りでない。

2 こうじの販売業者は、その販売場を移転したときは、政令で定める手續により、移転先の所轄税務署長にその旨を申告しなければならない。



- 3 こうじの販売業者は、その販売業を廃止したとき（その販売場の全部又は一部を廃止したときを含む。）は、政令で定める手続により、その旨を当該販売場の所在地（販売場を設けていない場合には、住所地）の所轄税務署長に申告しなければならない。
- 4 販売場を設けていない酒類販売業者又はこうじの販売業者がその住所を移転したときは、政令で定める手続により、その旨を移転先の所轄税務署長に申告しなければならない。

（製造業又は販売業の相続）

第十九条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者につき相続の開始があつた場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人は、政令で定める手続により、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地又はその販売場の所在地（販売場がない場合には、相続人の住所地）の所轄税務署長に申告しなければならない。

- 2 前項の申告をした相続人が第十条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないときは、当該相続人は、その相続開始の時に於いて、被相続人が受けていた酒類の製造免許、酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許又は酒類の販売業免許を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定の適用については、第十条第六号中「免許の申請前」とあるのは、「申告前」とする。

（必要な行為の継続等）

第二十条 酒類製造者とその免許を取り消された場合又は酒類製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該

免許を取り消された者又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒類の製造又は販売を継続させることができる。

- 2 酒母等の製造者とその免許を取り消された場合又は酒母等の製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、その製造場に半製品が現存するときは、税務署長は、当該免許を取り消された者又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒母、もろみ又はこうじの製造を継続させることができる。
- 3 酒類販売業者がその免許を取り消された場合又は酒類販売業者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該免許を取り消された者又はその相続人が酒類を所有しているときは、税務署長は、その者の申請により、期間を指定し、当該酒類の販売を継続させることができる。
- 4 第一項の場合においては、当該酒類の処分又はその製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間、第二項の場合においては、当該酒母、もろみ又はこうじの製造が完了するまでの間、第三項の場合においては、当該酒類の販売が完了するまでの間は、これらの項に規定する者を、それぞれ、酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者とみなして、この法律を適用する。

（免許等の通知）

第二十一条 税務署長は、第七条第一項、第八条若しくは第九条の規定による免許、第十条の規定に



よる免許の拒否、第十一条の規定による免許の条件の設定、緩和若しくは解除、第十二条(第十三条において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)若しくは第十四条の規定による免許の取消、第十六条の規定による許可若しくは不許可又は第十七条の規定による申請に基づく免許の取消をしたときは、文書をもつて、その旨をその者に通知しなければならない。この場合において、第十条の規定による免許の拒否、第十一条の規定による免許の条件の設定、第十二条若しくは第十四条の規定による免許の取消又は第十六条第二項の規定による不許可の通知書には、その理由を附記しなければならない。

第三章 税率

(税率)

第二十二条 酒税の税率は、酒類の種類別、類別、級別及びアルコール分に応じ、一石につき、左に掲げる金額とする。

一 清酒

特級 六万二千五百円(アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに四千六百九十円を加えた金額)

第一級 四万六千五百円(アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに三千四百九十円を加えた金額)

第二級 二万二千五百円(アルコール分が十七度をこえるときは、アルコール分十五度をこ

える一度ごとに千八百円を加えた金額)

二 合成清酒

第一級 二万七千三百円(アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに二千五百円を加えた金額)

第二級 一万七千六百円(アルコール分が十七度をこえるときは、アルコール分十五度をこえる一度ごとに千四百十円を加えた金額)

三 濁酒 一万五千円(アルコール分が十二度をこえるときは、アルコール分十度をこえる一度ごとに千八百円を加えた金額)

四 焼酎、焼酎類

焼酎、焼酎類 アルコール分が二十五度以下のとき 一万四千三百円

アルコール分が二十五度をこえ、三十度以下のとき

アルコール分が二十五度をこえる一度ごとに、アルコール分二十五度のときの金額に八百円を加えた金額

アルコール分が三十度をこえるとき  
アルコール分が三十度をこえる一度ごとに、アルコール分三十度のときの金額に千九



酒税法(六)

百五十円を加えた金額  
焼酎、乙類

アルコール分が二十五度以下のとき

一万二千七百円

アルコール分が二十五度をこえ、三十度以下のとき

アルコール分が二十五度をこえる一度ごとに、アルコール分二十五度のときの金額

に七十円を加えた金額

アルコール分が三十度をこえるとき

アルコール分が三十度をこえる一度ごとに、アルコール分三十度のときの金額に千

七百三十円を加えた金額

五 味りん

味りん甲類

四万五百円(アルコール分が十五度をこえるときは、アルコール分十三度をこえる

一度ごとに三千七百四十円を加えた金額)

味りん乙類

一万六千円(アルコール分が二十四度をこえるときは、アルコール分二十二度をこ

える一度ごとに八百七十円を加えた金額)

六 白酒

六万二千円(アルコール分が十二度をこえるときは、アルコール分十度をこえる一

度ごとに七千四百四十円を加えた金額)

七 ビール

一万九千円

八 果実酒

五千三百円

九 雑酒

特別

十五万円(アルコール分が四十五度をこえるときは、アルコール分四十三度をこ

える一度ごとに四千九百九十円を加えた金額)

第一級

アルコール分が二十度以下のとき

三万九千円

アルコール分が二十度をこえ、四十二度以下のとき

アルコール分が二十度をこえる一度ごとに、アルコール分二十度のときの金額に千

九百五十円を加えた金額

アルコール分が四十二度をこえるとき

アルコール分が四十度をこえる一度ごとに、アルコール分四十度のときの金額に二

千三百四十円を加えた金額

酒税法(六)

第二級



- アルコール分が十二度以下のとき
- 一万二千五百円
- アルコール分が十二度をこえ、三十九度以下のとき
- アルコール分が十二度をこえる一度ごとに、アルコール分十二度のときの金額に千四十円を加えた金額
- アルコール分が三十九度をこえるとき
- アルコール分が三十七度をこえる一度ごとに、アルコール分三十七度のときの金額に千二百五十円を加えた金額

第四章 酒税の徴収

(みなし移出)

第二十三条 左の各号の一に該当するときは、当該酒類をその製造場から移出したものとみなす。但し、第四号の場合において、他の酒類製造者がその製造する酒類の原料とするため、政令で定める手続により、同号に規定する製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて買い受けた酒類については、この限りでない。

- 一 酒類がその製造場において飲用されたとき。
- 二 酒類の製造免許を取り消された場合において、酒類がその製造場に現存するとき。但し、第七条第一項の規定による申請に基づく免許の取消と同時に第二十条第一項の規定により酒類の販売

の継続を認められた場合を除く。

- 三 第十二条の規定により酒類の製造免許を取り消された者が第二十条第一項の規定の適用を受けて酒類を製成したとき。
- 四 酒類の製造場に現存する酒類が公売若しくは競売されたとき、又は破産手続により換価されたとき。

(移出石数等の申告)

第二十四条 酒類製造者は、毎月製造場から移出した酒類(当該移出につき第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けた酒類を除く。以下本項において同じ。)の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、左の各号の一に該当するときは、直ちに、既に製造場から移出した酒類(既に本項の規定により申告した酒類を除き、第一号又は第二号の場合においては、当該各号の規定に該当することに因り移出したものとみなされた酒類を含む。)につき申告書を提出しなければならない。

- 一 酒類の製造免許を取り消されたとき。但し、第十七条第一項の規定による申請に基づく免許の取消と同時に第二十条第一項の規定により酒類の製造又は販売の継続を認められた場合を除く。
- 二 前条第三号又は第四号の規定に該当するとき。
- 三 第三十一条第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定



れた期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき。

- 2 酒類引取者は、保税地域から酒類を引き取る際、その引き取る酒類(第二十八条第一項第四号又は第五号の規定の適用を受けて引き取る酒類を除く)の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した申告書を所轄税関長に提出しなければならない。
- 3 前二項の規定により申告すべき石数を「課税標準石数」という。

(課税標準石数の決定通知)

第二十五条 前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合において当該申告書に記載された課税標準石数が税務署長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書の提出がない場合には、税務署長は、その調査によつて課税標準石数を決定し、当該申告書を提出する義務がある酒類製造者に、これを通知する。

- 2 前条第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準石数が税関長において調査したところと異なるときは、税関長は、その調査によつて課税標準石数を決定し、当該申告書を提出した者に、これを通知する。

(納期)

第二十六条 酒類の製造場から移出した酒類に係る酒税は、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

- 2 保税地域から引き取る酒類に係る酒税は、引取の際徴収する。

- 3 第二十四条第一項但書の規定に該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。

(徴収猶予)

第二十七条 税務署長又は税関長は、前条第三項の規定により直ちにその酒税を徴収する場合を除く外、酒類製造者又は酒類引取者の納付すべき酒税につき、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保の提供があつたときは、一箇月以内その酒税の徴収を猶予することができる。

(未納税移出又は引取)

第二十八条 左に掲げる場合において、政令で定める手続により当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けて酒類を移出し、又は引き取るときは、当該移出又は引取に係る酒税を免除する。但し、第五項又は第五十八条第二項の規定の適用がある場合については、この限りでない。

- 一 酒類製造者が酒類を他の自己の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合
- 二 酒類製造者が酒類を他の酒類製造者の製造する酒類の原料とする目的で当該他の酒類製造者の酒類の製造場へ移出する場合
- 三 酒類製造者が輸出を予定されている酒類を一時他の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合
- 四 酒類製造者がその製造する酒類の原料とする目的で酒類を保税地域からその酒類の製造場へ引き取る場合



- 五 酒類製造者がその輸出した酒類を輸出の日から一年以内に保税地域からその酒類の製造場へ引き取る場合
- 六 第一号から第三号までの場合を除く外、酒類製造者が酒類をその製造場から他の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合で政令で定めるとき
- 2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与えようとするときは、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類がその移入先に移入され、又はその引取先に引き取られたことについての当該移入先又は引取先の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。
- 3 第一項の承認を申請した者が第三十一条第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしないう場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。
- 4 第一項の規定により当該移出又は引取に係る酒税を免除された酒類については、当該酒類を移入した者が酒類製造者でないときは、これを酒類製造者とみなし、その移入先が酒類の製造場でないときは、これを酒類の製造場とみなして、この法律を適用する。
- 5 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取った酒類については、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、第二十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。但し、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した酒類につき、政令で定める手続により、所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けたときは、その酒税を免除する。

- 6 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、その移出し、又は引き取る酒類の容器に封かんを施すことができる。

(輸出免税)

- 第二十九条 酒類製造者が輸出する目的でその製造場から移出する酒類については、酒税を免除する。但し、第五項又は第五十八条第三項の規定の適用がある場合については、この限りでない。
- 2 前項の規定の適用を受けて酒類を移出しようとする者は、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長に申請してその承認を受けなければならない。
- 3 税務署長は、前項の承認を与えようとするときは、政令で定めるところにより、申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類が輸出されたことを証する書類その他必要な書類の提出を命ずることができる。
- 4 第二項の承認を申請した者が第三十一条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしないう場合には、税務署長は、その承認を与えてはならない。
- 5 第二項の承認を受けて移出した酒類について、第三項の規定により税務署長の指定した期限内に同項に規定する書類の提出がないとき、又は第六項但書の規定による承認があつたときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。但し、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した酒類につき、政令で定める手続により、所轄税務署長の承認を受けたときは、その酒税を免除する。



6 第二項の承認を受けて移出した酒類は、この法律の施行地(政令で定める地域を除く。以下同じ。)において消費し、又はこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡してはならない。但し、当該酒類を移出した製造者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(もどし入れ酒類等の酒税の控除等)

第三十条 酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場へもどし入れた場合においては、当該酒類製造者が当該もどし入れの月の翌月中に徴収されるべき酒税額から当該酒類につき当該移出に因り徴収された、又は徴収されるべき酒税額(利子税額を除く。)に相当する金額を控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後徴収されるべき酒税額から順次これを控除する。

2 酒類の製造場から移出された酒類を当該製造場以外の酒類の製造場へ移入した場合(前項の規定の適用がある場合を除く。)において、当該酒類を当該移入した製造場からさらに移出したときは、その移出に因り徴収されるべき酒税額から当該酒類につき徴収された、又は徴収されるべき酒税額(利子税額を除く。)に相当する金額を控除する。この場合において酒類を既に適用された税率よりも低い税率が適用される酒類として移出したため、なお控除すべき不足額があるときは、当該酒類製造者が当該移出の月の翌月以降に徴収されるべき他の酒税額から順次これを控除する。

3 前二項の場合において、酒類の製造の廃止その他の事由に因り、酒類をもどし入れた、又は移出した月の翌月以降に徴収されるべき酒税額がないときは、控除すべき金額を還付する。

4 酒類製造者が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、当該もどし入れ又は移出に係る酒類の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した書類並びに当該酒類につき徴収された、又は徴収されるべき酒税額につき事実を証する書類を提出して、当該もどし入れ又は移出に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

5 第三項の規定の適用を受けようとする者は、前項の書類に準ずる書類を添えて、当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

#### 第五章 納税の担保

(担保の提供及び酒類の保存)

第三十一条 税務署長又は税関長は、左に掲げる場合において必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、酒類製造者に対し、当該酒類に係る酒税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 酒類製造者が第二十八条第一項の規定による承認を受けて酒類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 酒類製造者が第二十九条第二項の規定による承認を受けて輸出する目的で製造場から酒類を移出する場合

2 前項に規定する場合の外、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、酒税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、酒類製造者に対し、金額及び期間を指定し、酒税に



つき担保の提供を命ずることができる。この場合において、提供すべき担保がないとき、又は酒類製造者の申請があつたときは、担保の提供に代え、納税の担保として酒類の保存を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第二十八条第二項又は第二十九条第三項に規定する証明書若しくは書類が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第二十八条第五項、第二十九条第五項若しくは第五十八条第二項若しくは第三項の規定により酒税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手續について必要な事項は、政令で定める。

6 第二項の規定により酒類の保存を命ぜられた者は、保存すべき酒類及び保存の方法を定め、当該保存を命じた者の承認を受けなければならない。

7 税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の規定により保存される酒類の容器に封かんを施すことができる。

8 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命じた場合において、必要があると認めるときは、酒類製造者が担保を提供し、又は第六項の規定により承認を受けるまで、当該酒類製造者の製造場に現存する酒類の容器に封かんを施して、その処分

又は移出を禁止することができる。

(担保の種類)

第三十二条 第二十七条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 金銭
- 二 国債及び地方債
- 三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長において確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。以下同じ。)
- 四 土地
- 五 火災保険に附した建物
- 六 工場財団
- 七 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長において確実と認める保証人の保証
- 八 前各号の外、政令で定めるもの

(担保の変換)

第三十三条 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存をした者は、当該担保の提供又は酒類の保存を命じた者の承認を受けた場合限り、担保又は保存する酒類を変換することができる。



（担保の処分等）

第三十四条 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供し、又は納税の担保として酒類を保存した場合において、納税義務者が納期限までに酒税を納付しないときは、直ちに、その担保物である金銭は酒税に充て、金銭以外の担保物若しくは納税の担保として保存する酒類は国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分して酒税及びその処分費に充て、又、保証人に対しては、これにその旨を通知して酒税を納付させる。

2 前項の場合において、担保物又は納税の担保として保存する酒類の価額が徴収すべき酒税及び処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、又、保証人がその納付すべき酒税を完納しないときは、まず納税義務者に対し滞納処分を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対し滞納処分を行う。

3 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条の規定の適用については、納税者とみなす。

4 国税徴収法第七条ノ四第四項の規定は、第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物又は保存された酒類について準用する。

（保存酒類の処分禁止）

第三十五条 酒類製造者は、第三十一条第二項の規定により納税の担保として保存する酒類を処分し、又は製造場から移出してはならない。

（酒類の差押）

第三十六条 税務署長は、第二十六条第三項又は国税徴収法第四条ノ一の規定により酒税を徴収する場合（同条第四号に該当する場合を除く。）においては、その担保として、国税徴収法の規定による差押の例により、酒類を差し押えることができる。

第六章 酒類審議会

（設置）

第三十七条 この法律及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議させるため、国税庁に中央酒類審議会を、国税局ごとに地方酒類審議会を置く。

（組織）

第三十八条 中央酒類審議会は、国税庁長官及び委員三十人以内で組織する。

2 地方酒類審議会は、国税局長及び委員十五人以内で組織する。

3 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、中央酒類審議会又は地方酒類審議会に臨時委員を置くことができる。

4 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識又は経験のある者のうちから、それぞれ、国税庁長官又は国税局長が任命する。

5 学識又は経験のある者のうちから任命された中央酒類審議会又は地方酒類審議会の委員の任期



は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、再任されることができる。

7 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（運営）

第三十九条 国税庁長官又は国税局長は、それぞれ、中央酒類審議会又は地方酒類審議会の会長として会務を総理する。

2 前条及び前項に定めるものの外、中央酒類審議会及び地方酒類審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

（利子税額）

第四十条 酒税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条の規定による指定納納期日（第二十七条の規定により徴収を猶予された場合においては、その猶予された納期日）までに酒税額を完納しないときは、その未納に係る酒税額に対し、当該納期日（第五十五条第三項の規定により酒税を徴収する場合において、当該納期日が第二十六条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限）の翌日から当該酒税額を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を酒税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る酒税額の一部を納付したときは、その納付の

日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる酒税額は、同項の未納に係る酒税額からその一部納付に係る酒税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる酒税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該酒税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した酒税額が同項の未納に係る酒税額に達するまでは、その納付した税額は、当該酒税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。

（酒類の検定）

第四十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員（以下「当該職員」という。）は、酒類が製成されたときは、その容器ごとに、その石数、アルコール分及びエキス分を検定する。但し、アルコール分及びエキス分の検定は、省略することができる。

2 当該職員は、清酒、合成清酒又は味りんの製成に因り、清酒かす、合成清酒かす又は味りんかすを生じたときは、その数量を検定する。

（検定前の酒類等の処分禁止）

第四十二条 酒類製造者は、前条の規定による検定前においては、酒類又は清酒かす、合成清酒かす若しくは味りんかすを処分し、又は製造場から移出してはならない。



(みなし製造)

第四十三条 酒類に水以外の物品(当該酒類と同一の種類に属する酒類を除く。)を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。但し、左に掲げる場合については、この限りでない。

- 一 清酒の製造免許を受けた者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、清酒にアルコールその他の政令で定める物品を加えたとき。
- 二 清酒又は合成清酒の製造免許を受けた者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、当該製造場において清酒と合成清酒とを混和したとき。
- 三 政令で定める手続により、所轄税務署長の承認を受け、酒類の保存のため、酒類にアルコールその他の政令で定める物品を混和したとき。

2 前項第一号の規定の適用を受けて、清酒にアルコールその他の物品を加えた酒類は、清酒とみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、第三条第六号イ又はロに掲げるものうちアルコール分が四十五度をこえるものに水を混和して、アルコール分四十五度以下のものとしたときは、その混和前のもの蒸り、ゆら、方法に応じ、焼酎、焼酎、甲類又は焼酎、乙類を製造したものとみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、味りん、甲類と味りん、乙類を混和したときは、新たに味りんを製造したものとみなす。

5 第一項の規定にかかわらず、品目の異なる雑酒を混和したときは、新たに雑酒を製造したものとみなす。

6 前各項の規定は、消費の直前において酒類に他の物品(酒類を含む。)を混和する場合で政令で定めるときについては適用しない。

(原料用酒類及び酒母等の処分禁止)

第四十四条 酒類製造者が第七条第一項但書の規定により免許を受けずに製造した酒類を当該製造場から移出しようとするときは、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 酒母又はもろみの製造者は、酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとするときは、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。但し、左に掲げる場合については、この限りでない。

- 一 第八条第一号、第三号又は第四号に規定する者が酒母又はもろみを当該各号に規定する目的に使用する場合
  - 二 酢の製造業者が酒母又はもろみを酢の製造に使用する場合
  - 三 第三項の酒母譲受許可書を有する者に、当該許可書と引き換えに、酒母を譲り渡す場合
- 3 酒類製造者、酒母等の製造者その他の酒母の譲受を必要とする者は、政令で定めるところにより、税務署長に対し酒母譲受許可書の交付を請求することができる。



4 税務署長は、第二項の承認を与える場合において、酒税の取締上特に必要があると認めるときは、酒母又はもろみに酒類として飲用することができない処置を施すべき旨を命ずることができる。

5 第二項の規定により酒母又はもろみを飲用に供することの承認を受けた場合においては、その酒母又はもろみを濁酒とみなし、その製造者を酒類製造者とみなし、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちに酒税を徴収する。

6 第八条第一号から第三号まで若しくは第六号に規定する者が同条但書の規定により免許を受けないうで製造したこうじをその製造場から移出し、若しくは譲り渡そうとするとき、又は同条第四号若しくは第五号に規定する者が同条但書の規定により免許を受けないうで製造したこうじを譲り渡そうとするときは、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならぬ。

(密造酒類の所持等の禁止)

第四十五条 何人も、法令において認められる場合の外、免許を受けない者の製造した酒類、酒母、もろみ又はこうじを所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

第四十六条 酒類製造者、酒母、もろみ若しくはこうじの製造者(第八条第五号に規定する者を除く。以下次条及び第五十三条において同じ)又は酒類若しくはこうじの販売業者は、政令で定めるところにより、製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務)

第四十七条 酒類製造者又は酒母、もろみ若しくはこうじの製造者は、政令で定めるところにより、製造場の位置及び製造設備、製造の開始及び休止、製造見込石数並びに製造方法について、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 酒類製造者は、政令で定めるところにより、毎月の酒類の製成及び移出石数、毎月末における酒類の所持石数並びにその月中に酒類をその製造場から移出しなかつた場合には、その旨を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

3 酒類販売業者は、その販売業を休止又は開始したときは、遅滞なく、その旨をその販売場の所在地(販売場を設けていない場合には、住所在地)の所轄税務署長に申告しなければならない。

4 税務署長は、酒税の取締上必要があると認めるときは、酒類の販売業者に対し、その購入若しくは販売した酒類又は所持する酒類の石数について、報告を求めることができる。

(申告義務等の承継)

第四十八条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、合併に因り消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人は、被相続人の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第二十四条又は前条の規定による申告の義務

二 第四十六条の規定による記帳の義務



(検査又は検定を受ける義務)

第四十九条 酒類製造者又は酒母等の製造者は、左に掲げる場合には、政令で定める手続により、直ちにその製造場の所在地の所轄税務署長に申告し、その検査を受けなければならない。

- 一 製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。
- 二 製造場にある酒類が腐敗その他の事由に因り飲用に供し難くなつたとき。
- 三 製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。

2 前項第二号の酒類又は同項第三号の酒母若しくはもろみは、検査を受けないで処分してはならない。当該酒類、酒母又はもろみを製造場から移出しようとする場合には、これに酒類として飲用することができない処置を施さなければならない。

3 酒類製造者若しくは酒母等の製造者又は酒類販売業者は、左に掲げる機械、器具若しくは容器を新設若しくは改造した場合又はこれらのものの形状に変化があつた場合においては、その使用前に、政令で定めるところにより、当該機械、器具又は容器につき所轄税務署長の検定を受けなければならない。

- 一 酒類製造者又は酒母等の製造者が酒類、酒母、もろみ又はこうじの製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で、政令で定めるもの
  - 二 酒類販売業者が酒類の貯蔵に使用する容器
- (承認を受ける義務)

第五十条 酒類製造者は、左に掲げる場合においては、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

- 一 第三条第三号ロ若しくはハに規定する清酒、同条第七号ロからニまでに規定する味りん、同条第九号ロ若しくはハに規定するビール又は同条第十号ロからニまでに規定する果実酒を製造しようとするとき。
  - 二 酒類を酒類の製造の原料に供しようとするとき。但し、前号に該当する場合を除く。
  - 三 酒類に水その他の物品(酒類を含む)を混和しようとするとき。但し、前二号に該当する場合を除く。
  - 四 製造場にある酒類に酒類として飲用することができない処置を施そうとするとき。
  - 五 前各号の外、酒類の製造、貯蔵又は販売に関し酒税の取締上必要がある場合で政令で定めるとき。
- 2 税務署長は、前項各号の場合において、酒税の取締上特に必要があると認めるときを除いては、同項の承認を与えるものとする。
- (酒税証紙)

第五十一条 税務署長又は税関長は、酒税の保全のため、政令で定めるところにより、酒類製造者又は酒類引取者に対し、その移出し、又は引き取る酒類(第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く)の容器に酒税証紙をはり付けることを命ずることができる。



- 2 前項の命令を受けた者は、酒税証紙を破らなければ酒類を取り出すことができない方法によつて、これをはり付けなければならない。
- 3 酒類製造者、酒類引取者又は酒類の販売業者は、第一項の規定により酒税証紙をその容器にはり付けなければならない酒類であつて、酒税証紙がその容器にはり付けられていないもの又は前項の規定に反する方法によりその容器に酒税証紙がはり付けられたものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
- 4 第一項の規定により酒税証紙をはり付けることを命ぜられた者は、政令で定めるところにより、その使用した酒税証紙の種類及び枚数を、第二十四条第一項又は第二項の規定による申告書にあわせて記載して申告しなければならない。
- 5 第一項の酒税証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、酒類製造者又は酒類引取者に対して交付する。
- 6 酒税証紙の種類、様式又は形式は、大蔵省令で定める。

(酒税証紙の取扱)

- 第五十二条 酒類の製造者、酒類引取者又は酒類の販売業者は、酒税証紙(前条第二項の規定によりはり付けてあるものを除く)を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、はり付ける前のものについて所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 2 酒類の製造者又は販売業者は、その販売の目的で所持する酒類の容器にはり付けてある酒税証紙

を破り、又ははがしてはならない。但し、酒類を量り売りするため破る場合については、この限りでない。

(当該職員の権限)

- 第五十三条 当該職員は、酒類製造者、酒母、もろみ若しくはこうじの製造者又は酒類若しくはこうじの販売業者に対して質問し、又はこれらの者について左に掲げる物件を検査することができる。
- 一 酒類製造者が所持する酒類、酒母、もろみ、こうじ又は酒類の製造の際生じた副産物
  - 二 酒母の製造者が所持する酒母又はこうじ
  - 三 もろみの製造者が所持する酒母、もろみ又はこうじ
  - 四 こうじの製造者が所持するこうじ
  - 五 酒類の販売業者が所持する酒類
  - 六 こうじの販売業者が所持するこうじ
  - 七 酒類、酒母、もろみ又はこうじの製造、貯蔵又は販売に関する一切の帳簿書類
  - 八 酒類、酒母、もろみ又はこうじの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料その他の物件(酒税証紙を含む。)
- 2 当該職員は、運搬中の酒類、酒類のかす、酒母、もろみ若しくはこうじを検査し、又はこれらのものを運搬する者に対しその出所若しくは到達先を質問することができる。
  - 3 当該職員は、酒税の徴収上必要があると認めるときは、酒類製造者又は酒類販売業者の組織する



- 団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に対して、その団体員の酒類の製造若しくは販売に  
関し参考となるべき事項を質問し、又は当該団体の帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 4 当該職員は、検査若しくは検定のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母、も  
ろみ若しくはこうじの製造者の製造場にある酒類、酒母、もろみ若しくはこうじの移動を禁止し、  
又は取締上必要があると認めるときは、酒類製造者の製造場にある左に掲げる物件に封かんを施す  
ことができる。但し、第二号の物件については封かんを施すことができる箇所は、政令で定める。
    - 一 検定前の酒類及び酒類の原料(原料用酒類を含む。)の容器
    - 二 使用中の蒸りゆら機(配管装置を含む。)及び酒類の輸送管
    - 三 酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で使用を休止しているもの
  - 5 当該職員は、前四項の規定による質問、検査又は処分をする場合においては、その身分を示す証  
票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
  - 6 第一項から第三項までの規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと  
解してはならない。

第八章 罰則

第五十四条 第七条第一項又は第八条の規定による免許を受けず、酒類、酒母又はもろみを製造  
した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の犯罪に着手してこれを遂げない者についても、前項と同様とする。

- 3 前二項の犯罪に係る酒類、酒母又はもろみに対する酒税相当額の十倍が五十万円をこえるとき  
は、情状により、前二項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。
- 4 第一項又は第二項の犯罪に係る酒類、酒母、もろみ、原料、副産物、機械、器具又は容器は、何  
人の所有であるかを問はず没収する。
- 5 第一項又は第二項の犯罪に係る酒類については、当該酒類を製造した、又は製造に着手してこれ  
を遂げない者から、直ちにその酒税を徴収する。
- 6 第一項又は第二項の犯罪に係る酒母又はもろみは濁酒とみなし、当該酒母又はもろみを製造した  
者から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十五条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 さ、偽その他不正の行為によつて酒税を免れ、又は免れようとした者
- 二 さ、偽その他不正の行為によつて第三十条第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした  
者
- 2 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税又は還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状に  
より、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。
- 3 第一項第一号の場合においては、第二十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、直ちにその  
酒税を徴収する。



第五十六条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の規定による免許を受けないでこうじを製造した者
- 二 第九条の規定による免許を受けないで酒類の販売業をした者
- 三 第二十四条第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者
- 四 第四十五条の規定に違反した者
- 五 第五十四条第一項の罪を犯す目的で原料、機械、器具又は容器を準備した者
- 六 前項の犯罪(同項第三号に該当する場合を除く。)に係る酒類、酒母、もろみ、こうじ、原料、機械、器具又は容器は、何人の所有であるかを問わず没収する。
- 七 第一項第四号の場合において、酒類、酒母又はもろみの製造者が判明しないときは、酒類については、犯人から、直ちにその酒税を徴収し、酒母又はもろみについては、当該酒母又はもろみを濁酒とみなして、犯人から、直ちにその酒税を徴収する。
- 八 第五十七条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は前条第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
- 九 第五十八条 左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十一条第一項の規定による条件に違反した者
  - 二 第二十八条第一項の規定による承認を受けて酒類を移出し、又は引き取つた者で、当該酒類を

その移入先又は引取先に移入しないもの

- 三 第二十九条第二項の承認を受けて移出した酒類を同条第六項但書の承認を受けないでこの法律の施行地において消費し、又はこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡した者
- 四 第三十一条第八項、第三十五条又は第四十二条の規定に違反して酒類又は酒類のかすを処分し、又は製造場から移出した者
- 五 第四十四条第一項の規定に違反して酒類を製造場から移出した者
- 六 第四十四条第二項の規定に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者
- 七 第四十四条第六項の規定に違反してこうじを製造場から移出し、又は譲り渡した者
- 八 第五十一条第二項又は第三項の規定に違反した者
- 九 第五十二条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 十 前項第二号の酒類については、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。この場合においては、第二十八条第五項本文の規定は、適用しない。
- 十一 第一項第三号の酒類については、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。この場合においては、第二十九条第五項本文の規定は、適用しない。
- 十二 第一項第四号の酒類については、その移出の際(製造場において酒類を処分した場合には、当該酒類を酒類の製造場から移出したものとみなし、その際、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。



- 5 第一項第五号の酒類については、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。
- 6 第一項第六号の酒母又はもろみは、濁酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。  
第五十九条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。
  - 一 第十八条第四項の規定による申告をしないで酒類の販売業をした者
  - 二 第四十四条第四項の規定による命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者
  - 三 第四十六条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者
  - 四 第四十九条第一項の規定による検査を受けず、同条第二項の規定による処置を施さず、又は同条第三項の規定による検定を受けないで機械、器具若しくは容器を使用した者
  - 五 第五十条第一項の規定による承認を受けなかつた者
  - 六 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 2 前項第二号の酒母又はもろみは、濁酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。  
第六十条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。
  - 一 第十八条第一項、第二項又は第四項の規定による申告をしないてこうじの販売業をした者

- 二 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告を怠り、又は偽つた者
- 第六十一条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十六条第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。
- 第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五十四条から第五十六条まで又は第五十八条から第六十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年三月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の酒税法(以下「旧法」という。)により現に清酒、合成清酒、濁酒、白酒、麦酒、果実酒、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けている者は、改正後の酒税法(以下「新法」という。)により、それぞれ、清酒、合成清酒、濁酒、白酒、ビール、果実酒、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けたものとみなす。
- 4 旧法により現に焼酎、甲類、焼酎、乙類、味りん、甲類、味りん、乙類又は雑酒の各品目に相当するものの製造免許を受けている者は、それぞれ、新法により焼酎、甲類、焼酎、乙類、味りん



- 5 旧法により現に酒類の販売業免許を受けている者は、新法により酒類の販売業免許を受けたものとみなす。
- 6 前三項の場合において、旧法第十八条ノ二の規定により命ぜられた事項が新法第十一条第一項の規定により条件として附することができないものであるときにおいても、当該命令は、当分の間、なおその効力を有する。この場合においては、当該命令により附された期限、範囲又は条件については、新法第十一条第二項の規定を準用する。
- 7 酒類製造者で旧法第十八条ノ二の規定により免許の附期限を附されていた者が、その期限の到来により免許の効力が消滅した場合に引き続き酒類の製造免許を受けようとするときにおける免許の要件たる製造見込石数については、旧法第十五条の規定は、なおその効力を有する。
- 8 旧法により現に酒類の製造免許を受けている者に対する新法第十二条第四号の規定の適用については、その必要な石数は、当分の間、なお従前の例による。
- 9 この法律施行前に酒類の製造場から指定販売場(旧法第三十四条ノ二第一号に規定する指定販売場をいう。以下同じ。)へ移出された酒類がその移出の後二箇月以内に指定販売場に移入されない場合における当該酒類(第十七項又は第二十八項の規定の適用を受ける酒類を除く。)に係る酒税については、なお従前の例による。

- 10 旧法第三十七条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場若しくは指定販売場から移出し、若しくは保税地域から引き取った酒類が指定期間内に移出先若しくは引取先に移入されたことの証明がない場合又は当該酒類を指定の場所に移入しない場合における酒税の徴収又は免除については、なお従前の例による。
- 11 旧法第四十二条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場から移出した酒類が指定期間内に輸出されたことの証明がない場合又は当該酒類をこの法律施行後に新法第二十九条第六項但書の規定による承認を受けないでこの法律の施行地において消費し、若しくはこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡した場合における酒税の徴収又は免除については、なお従前の例による。
- 12 旧法第二十七条第四項の規定に基く命令により国税庁長官から中央酒類審議会又は地方酒類審議会の委員を命ぜられた者は、その残任期間中は、新法第三十八条第四項の規定により国税庁長官又は国税局長から中央酒類審議会又は地方酒類審議会の委員に命ぜられたものとみなす。
- 13 新法第四十条の規定は、この法律施行前に製造場又は指定販売場から移出した酒類の当該移出に係る酒税及び旧法第五十一条第二項、同法第六十条第五項、同法第六十一条第三項、同法第六十二条第三項又は同法第六十四条第二項若しくは第四項の規定により徴収する酒税については、適用しない。



- 14 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 15 第六項の規定によりなおその効力を有する命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 16 新法第十八条第一項の規定は、この法律施行後一箇月を限り、この法律施行前から引き続きこの種の販売業を営む者については、適用しない。
- 17 第二十八項の規定に該当する場合を除く外、この法律施行の際、酒類製造者又は酒類販売業者が酒類の製造場及び保税地域以外の場所において清酒、合成清酒、アルコール分三十五度以上の焼酎、ちゆら又はビールのうち旧法第二十七条ノ二の規定による酒税を課されていない酒類を所持する場合同じにおいては、当該酒類については、その所持者を酒類製造者、その場所を酒類の製造場とみなして、新法を適用する。この場合において、当該酒類の移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、当該酒類につき、同條の規定により算出した酒税額から旧法第二十七條の規定により算出した酒税額を控除した額とする。
- 18 この法律施行の際、酒類製造者又は酒類販売業者が酒類の製造場(前項の規定により酒類の製造場とみなされた場所を除く)及び保税地域以外の場所において、各種類を通じ合計四斗以上の酒類を所持する場合同じにおいては、その者は、当該酒類について、その種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別に、並びに前項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する酒類とその他の酒類とに区分して、その石数及び貯蔵の場所を、この法律施行後二十日以内に、当該酒類の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

- 19 この法律施行の日から昭和三十年二月二十八日までの間に酒類製造者が清酒、合成清酒、焼酎、ちゆら又はビールをその製造場から国税庁長官の指定を受けた酒類販売業者(以下「指定販売業者」という)の販売場へ移出する場合において、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、同條の規定による税額に百分の七十(焼酎、ちゆらについては、百分の八十)を乗じて算出した金額とする。
- 20 前項の規定の適用を受けて移出された酒類については、当該指定販売業者を酒類製造者、その販売場を酒類の製造場とみなして、この法律を適用する。
- 21 この法律施行の日から昭和三十年二月二十八日までの間に前項の規定により酒類の製造場とみなされた販売場から第十九項の規定の適用を受けた酒類を移出する場合同じにおいては、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、同條の規定による税額に百分の三十(焼酎、ちゆらについては、百分の二十)を乗じて算出した金額とする。但し、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十五条第一項に規定する特殊用途酒類として移出する酒類又は同条第二項の規定の適用を受ける酒類については、新法第二十二條及び本文の規定による酒税を徴収しない。
- 22 第二十項の規定により酒類製造者とみなされた者が第十九項の規定の適用を受けて移出された酒類を昭和三十年三月一日に持ち越す場合は、その酒類を同年二月二十八日において移出したものとみなして、前項の規定を適用する。



- 23 この法律施行の際現に旧法第二十七条ノ二第一項の規定による指定を受けている酒類販売業者は、第十九項の規定による指定を受けたものとみなす。
- 24 指定販売業者が第二十項及び第二十一項の規定により納付すべき酒税に係る滞納処分を受けた場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。
- 25 この法律の規定の適用については、前項の規定により免許を取り消された場合には、新法第十四条第二号の規定により免許を取り消されたものとみなす。この場合において、新法第十条第二号中「当該法人が第七号に」とあるのは「当該法人が第六号又は第七号に」と読み替えるものとする。
- 26 この法律施行の日から昭和二十九年二月二十八日まで、酒類製造者が製造する雑酒のうち、でん粉質物を主たる原料として発酵させた又はアルコール若しくは焼酎を主たる原料として製造した苦味及び発酵性を有するものであつて、アルコール分が六度未満のものに対する酒税の税率は、新法第二十二條の規定にかかわらず、一石につき一万一千二百五十円とする。
- 27 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
- 第二十五条を次のように改める。
- 第二十五条 当分の間、酒税法第七条第一項の規定により酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という。)が清酒、合成清酒、焼酎又はビールのうち、命令で定めるところにより生産の奨励その他の命令で定める用途に供するもの(以下「特殊用途酒類」という。)をその製造場から移出する場合において、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、同法第二十二條の規定にか

- わらず、同条の規定による税額に百分の七十(焼酎については、百分の八十)を乗じて算出した金額とする。
- 酒税法第九条の規定により酒類の販売業免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という。)が特殊用途酒類として移入した酒類を酒類の製造場以外の場所に特殊用途酒類以外の酒類として移出する場合(飲用に供した場合を含む。)においては、当該酒類については、当該酒類販売業者を酒類製造者とみなし、その販売場を酒類の製造場とみなして、同法を適用する。この場合において、当該酒類の移出に因り徴収されるべき酒税額は、同法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の三十(焼酎については、百分の二十)を乗じて算出した金額とする。
- 第二十五条の二 当分の間、酒類製造者が製造するアルコール分が二十度以下の焼酎に對する酒税の税率は、酒税法第二十二條の規定にかかわらず、焼酎甲類については、一石につき一万三百円、焼酎乙類については、一石につき九千円とする。
- 28 この法律施行の際酒類販売業者が酒類の製造場及び保税地域以外の場所において、清酒特級若しくは第一級又はビールのうち改正前の租税特別措置法第二十五条第一項の規定により旧法第二十七条ノ二第一項の規定により加算する酒税を免除されたものを所持する場合において、当該酒類を改正後の租税特別措置法第二十五条第一項に規定する特殊用途酒類として移出するときは、その酒類販売業者を酒類製造者、その場所を製造場とみなす。この場合において当該移出に因り徴収される



べき酒税額は新法第二十二條の規定にかかわらず、同條の規定により算出した酒税額の百分の七十に相当する金額から旧法第二十七條の規定により算出した酒税額に相当する金額を控除した金額とする。

29 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。  
第一條第一項中「政府の発行する印紙」の下に「、酒税法第五十一條の規定による酒税証紙」を加える。

30 大藏省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第四十一條第一項の表中央酒類審議會の項中「配給」を「供給」に、「並びに酒類の級別及び類別」を「に」について調査審議し、並びに国税庁長官の諮問に應じて、酒類の級別」に改める。

31 第四十六條第一項の表地方酒類審議會の項中「配給」を「供給」に改め、「及び類別」を削る。  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。  
第一條中「酒税法(昭和十五年法律第三十五号)」を「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」に改める。  
第十二條第三項中「酒税法第三十六條」を「酒税法第二十六條」に改める。

### 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

(昭和二十八年二月二十八日  
法律第七号)

#### 目次

- 第一章 総則(第一條・第二條)
- 第二章 酒類業組合
  - 第一節 総則(第三條―第八條)
  - 第二節 組合員(第九條―第十三條)
  - 第三節 設立(第十四條―第二十二條)
  - 第四節 管理(第二十三條―第四十一條)
  - 第五節 事業(第四十二條―第五十二條)
  - 第六節 解散及び清算(第五十三條―第五十八條)
  - 第七節 登記(第五十九條―第七十八條)
- 第三章 連合会及び中央会(第七十九條―第八十三條)
- 第四章 酒税保全措置(第八十四條―第八十六條)
- 第五章 監督(第八十七條―第九十一條)
- 第六章 雜則(第九十二條―第九十五條)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(七)



第七章 罰則（第九十六条―第一百一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、酒税が国税収入のうちにおいて占める地位にかんがみ、酒税の保全のため、酒類製造業者等が組合を設立して酒類の適切な需給調整等を行うことができることとするとともに、政府が酒類製造業者等に対して必要な措置を講ずることができるようにし、もつて酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいい、その種類については、同法の規定によるものとする。但し、雑酒のうち政令で定めるものは、この法律の適用については、焼酎、ゆとみなす。

2 この法律において「酒類製造業者」とは、酒税法第七条第一項の規定により酒類の製造免許を受けて酒類の製造を業とする者をいう。

3 この法律において「酒類販売業者」とは、酒税法第九条の規定により酒類の販売業免許を受けた者をいう。

4 この法律において「酒類卸売業者」とは、酒類販売業者又は酒類製造業者に対する酒類の販売（販売

の代理又は媒介を含む。以下同じ。）を業とする酒類販売業者をいう。

5 この法律において「酒類小売業者」とは、酒類卸売業者以外の酒類販売業者をいう。

6 この法律において「酒造年度」とは、酒税法第三条第十二号に規定する酒造年度をいう。

第二章 酒類業組合

第一節 総則

（酒類業組合）

第三条 酒類製造業者又は酒類販売業者は、酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進するため、それぞれ酒造組合又は酒販組合（以下「酒類業組合」と総称する。）を組織することができる。

（法人格及び住所）

第四条 酒類業組合は、法人とする。

2 酒類業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（原則）

第五条 酒類業組合は、この法律に別段の定がある場合を除く外、左の要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権が平等であること。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



（名称）

第六条 酒造組合は、その名称中に、酒造組合という文字を用い、且つ、その組合員が製造する酒類の種類（焼酎、ゆづり及び味りん）については、政令で定める種別。以下同じ。）を明らかにしなければならない。

2 酒販組合は、その名称中に、酒販組合という文字を用い、且つ、その組合員の業態により卸売、小売の別及び第九条第五項の規定に該当する酒販組合にあつては、その組合員が販売する酒類の種類を明らかにしなければならない。

3 酒類業組合、第七十九条に規定する連合会及び第八十条に規定する中央会でない者は、その名称中に酒造組合又は酒販組合という文字を用いてはならない。

4 酒類業組合は、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けた場合においては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、酒造組合にあつては、酒類の種類を、酒販組合にあつては、卸売、小売の別をその名称中に明らかにすることを要しない。

（組合の地区）

第七条 酒類業組合の地区は、税務署の管轄区域とする。但し、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けたときは、特別の区域にすることができる。

（地区の重複禁止）

第八条 酒造組合の地区は、その組合員の製造する酒類と同一種類の酒類の製造者を組合員とする他

の酒造組合の地区と重複してはならない。

2 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合の地区は、相互に重複してはならない。但し、第九条第五項の規定に該当する酒販組合の地区と他の酒販組合の地区との重複を妨げない。

3 酒類小売業者を組合員とする酒販組合の地区は、相互に重複してはならない。

第二節 組合員

（組合員の資格）

第九条 酒造組合の組合員たる資格を有する者は、当該酒造組合の地区内において定款で定める酒類を製造する酒類製造業者とする。

2 前項の定款で定める酒類の種類は、二以上であつてはならない。但し、政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合においては、この限りでない。

3 酒販組合の組合員たる資格を有する者は、当該酒販組合の地区内において販売場（販売場を有しない場合は、住所）を有する酒類販売業者のうち定款で定める業態に属するものとする。

4 前項の定款で定める業態は、卸売又は小売のいずれか一でなければならぬ。但し、政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合においては、卸売及び小売とすることができる。

5 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合にあつては、その組合員を第三項の規定により組合員たる資格を有する者のうち政令で定める種類の酒類の販売するものに限定することができる。この場合においては、当該酒販組合の組合員たる資格を有する者で当該種類の酒類のみを販売する酒類卸売業者



は、他の酒販組合の組合員となることができない。

（加入の自由）

第十条 組合員たる資格を有する者が酒類業組合に加入しようとするときは、酒類業組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

（加入の時期）

第十一条 酒類業組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき酒類業組合の承諾を得た時に組合員となる。

2 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が酒類業組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員となつたものとみなす。

3 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

（任意脱退）

第十二条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

（法定脱退）

第十三条 前条に規定する場合の外、組合員は、左の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合においては、酒類業組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 酒類業組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員

二 経費の支払その他酒類業組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

### 第三節 設立

（組合の構成要件）

第十四条 酒造組合は、その組合員の総数が当該酒造組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上で、且つ、その組合員が前酒造年度において当該酒造組合の地区内にある製造場から移出した酒類（当該酒造組合の組合員たる資格に係る種類の酒類に限る。以下本項において同じ。）の石数の合計が、当該酒造組合の組合員たる資格を有する者が前酒造年度においてその地区内にある製造場から移出した酒類の石数の合計の二分の一以上でなければ、設立することができない。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



- 2 第九条第二項但書の規定の適用を受ける酒造組合について前項の規定を適用する場合には、同一種類の酒類を製造する酒類製造業者ごとにその人数及び石数を計算する。
- 3 酒販組合は、その組合員の総数が当該酒販組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上でなければ、設立することができない。
- 4 第九条第四項但書の規定の適用を受ける酒販組合について前項の規定を適用する場合には、同一業態に属する酒類販売業者ごとにその人数を計算する。

(発起人)

第十五条 酒類業組合を設立するには、その組合員になるうとする者三人以上が発起人となることを要する。

(定款)

第十六条 発起人は、酒類業組合の定款を作成し、これに左に掲げる事項を記載して署名しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定

- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 役員の定数及び任期に関する規定
- 八 事業年度
- 九 会計に関する規定
- 十 解散の場合における残余財産の処分に関する規定
- 十一 公告の方法
- 2 酒類業組合の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額を定めたときは、これを定款に記載しなければならない。

(組合員の募集)

第十七条 発起人は、酒類業組合の設立趣意書を作成し、これを定款とともに当該酒類業組合の組合員たる資格を有する者に通知し、又は公告して、賛成者を募らなければならない。

(創立総会)

- 第十八条 発起人は、第十四条の要件を満たすに足る賛成者ができたときは、組合員たる資格を有する者に通知して、創立総会を招集しなければならない。
- 2 前項の通知は、必要があるときは、公告をもつてこれに代えることができる。
  - 3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、第一項の創立総会の議決によらなければならない。



- 4 第一項の創立總會においては、発起人が作成した定款を変更することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。
- 5 第一項の創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。  
(設立の認可)

第十九条 発起人は、前条第一項の創立總會の終了後遅滞なく、定款、組合員名簿、第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項を記載した書類その他政令で定める書類を大蔵大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

- 2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする酒類業組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。
  - 一 第五条に規定する要件を備えていること。
  - 二 設立の手續及び定款の内容が法令に違反しないこと。
  - 三 第十四条の要件を備えていること。

(理事への事務引継)

第二十条 発起人は、設立の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。  
(成立の時期)

第二十一条 酒類業組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。  
(商法等の準用)

第二十二条 第十八条第一項の創立總會については、第三十五条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第百八十二条（創立事項の報告）、第百八十三条（取締役及び監査役の選任）、第二百三十二条第一項及び第二項（招集通知）、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主總會の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条（株主總會の決議の取消又は無効の訴）の規定を、発起人については、同法第九十三条、第九十四条及び第九十六条（発起人の責任）の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「株主又ハ取締役」とあるのは「創立總會ノ会日迄ニ発起人ニ対シ設立ノ同意ヲ申出タル者、理事又ハ監事」と、「第三百四十三条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第十八条第五項」と、同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「創立總會ノ会日迄ニ発起人ニ対シ設立ノ同意ヲ申出タル者」と、「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と読み替へるものとする。

第四節 管理

(役員)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



第二十三条 酒類業組合に、役員として理事二人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

（役員任期）

第二十四条 役員任期は、三年をこえることができない。

2 設立当初の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年をこえることができない。

（業務の執行）

第二十五条 酒類業組合の業務の執行は、定款に特別の定がないときは、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第二十六条 理事は、各自酒類業組合を代表する。

2 前項の規定は、定款若しくは総会の議決で酒類業組合を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して酒類業組合を代表すべきことを定め、又は定款の規定に基き理事の互選で酒類業組合を代表すべき理事を定めることを妨げない。

第二十七条 酒類業組合が理事と契約するときは、監事が酒類業組合を代表する。酒類業組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

（定款その他の書類の備付等）

第二十八条 理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び酒類業組合の債権者は、何時でも、理事に対して前項の書類の閲覧又は謄写を求める

ことができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（組合員名簿）

第二十九条 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

二 酒類の製造場又は販売場の所在地

三 製造若しくは販売する酒類の種類又は販売業の業態

四 加入の年月日

2 商法第二百二十四条第一項及び第二項（株主名簿の効力）の規定は、組合員に対する通知又は催告について、準用する。

（理事の責任）

第三十条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、酒類業組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、総会の議決によつた場合でも、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

（監事の権限）

第三十一条 監事は、酒類業組合の業務を監査する。

2 監事は、何時でも、理事に対して業務の報告を求め、又は酒類業組合の業務及び財産の状況を調査し、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



査することができる。

- 3 監事は、理事が総会に提出しようとする書類を調査し、総会にその意見を報告しなければならない。

5。

（役員の兼職禁止）

第三十二条 監事は、理事又は酒類業組合の使用人と兼ねてはならない。

（役員についての商法等の準用）

第三十三条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第一項及び第三項（取締役の選任及び取締役と会社との関係）、第二百五十七条第一項（取締役の解任）、第二百五十八条（欠員の場合の処置）、第二百六十六条第四項（取締役の責任の免除）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）並びに第二百六十九条（取締役の報酬）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（代表権の制限）及び第五十五条（代表権の委任）並びに商法第三十九条第二項（共同支配人）、第七十八条第一項（代表社員の権限）、第二百五十四条ノ二（取締役の忠実義務）及び第二百六十二条（表見代表取締役の行為についての責任）の規定を、監事については、第三十条及び商法第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）の規定を準用する。この場合において、商法第二百五十八条第二項中「裁判所」とあるのは、「大蔵大臣」と、同法第二百六十六条第四項中「第一項」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第三十条第一項」と読み替えるものとする。

（総会の招集）

第三十四条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 臨時総会は、監事もまた招集することができる。

4 総組合員の五分の一以上の者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があつた日から十日以内に理事が総会招集の通知を發しないときは、監事は、遅滞なく、総会を招集しなければならない。

6 前項の場合において、監事の職務を行う者がいないとき、又は監事が正当な理由がないのに前項の手続をしないときは、第四項の組合員は、大蔵大臣の承認を得て総会を招集することができる。

7 理事又は監事の総会の招集は、各その過半数で決する。

8 総会を招集するには、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示して、各組合員に対し、その通知書を發しなければならない。但し、第二項から第六項までの規定による場合においては、定款でこの期間を短縮することができる。

（議決権）

第三十五条 組合員は、各一個の議決権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、前条第八項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



つき、代理人をもつて、議決権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 代理人は、代理権を証する書面を酒類業組合に差し出さなければならぬ。  
（総会の議事）

第三十六条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除く外、出席した組合員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議決事項）

第三十七条 この法律に特別の定があるものの外、毎事業年度の事業計画並びに収支予算の設定及び変更その他定款で定める事項は、総会の議決を経なければならぬ。

（特別の議決）

第三十八条 左に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

- 一 定款の変更
- 二 第五十三条第一号の規定による解散
- 三 合併
- 四 組合員の除名
- 五 第四十三条第一項に規定する協定の設定、変更又は廃止

2 酒造組合は、定款で、前項に規定する出席組合員の三分の二以上の多数による議決（同項第四号に掲げる事項についての議決を除く。）につき、これらの多数の者が前酒造年度において当該酒造組合の地区内にある製造場から移出した酒類（当該酒造組合の組合員たる資格に係る種類の酒類に限る。以下本項において同じ。）の石数の合計が、その総組合員が前酒造年度において当該酒造組合の地区内の製造場から移出した酒類の石数の合計の三分の一以上に達していることを要する旨を定めることができる。

3 第一項の場合においては、その議案の要領を第三十四条第八項に規定する通知書に記載しなければならぬ。

4 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
（総会についての商法の準用）

第三十九条 総会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効の訴）の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第三十四条第八項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事及監事」と、同法第二百四十七条第一項中「又ハ取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と、「第三百四十三条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第三十八



条」と読み替えるものとする。

（事業報告書等の提出及び備付等）

第四十条 理事は、通常総会の会日の二週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支計算書を監事に提出しなければならない。

2 理事は、通常総会の会日の一週間前から前項に規定する書類及び監事の意見書を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び酒類業組合の債権者は、何時でも、理事に対して前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 理事は、監事の意見書を添えて第一項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

5 商法第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定は、前項の承認があつた場合について、準用する。

（会計帳簿等の閲覧等）

第四十一条 総組合員の十分の一以上の者は、何時でも、理事に対して会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

### 第五節 事業

#### （事業）

第四十二条 酒類業組合は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 酒税法第五十一条第一項に規定する酒税証紙に関する制度の実施に対する協力

二 酒税法の規定により組合員が提出する申告書等の取りまとめ

三 前二号に掲げるものの外、国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達その他国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力

四 酒税法違反の自発的予防

五 組合員の製造又は販売する酒類の需給が均衡を失したことに因り、酒類の価格がその酒税額及び原価に照らして低下し、又は酒類の代金の回収が遅れる等組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営が不健全となつたため、酒税の納付が困難となり、又は困難となる虞があると認められる場合において、左に掲げる規制を行うこと。

イ 組合員が製造する酒類の製造石数、原材料の購入数量又はその製造若しくは貯蔵の設備に関する規制

ロ 組合員が販売する酒類の販売石数又はその価格、代金決済の期限その他の取引条件に関する規制

六 組合員の製造する酒類の原材料の購入のあつた

七 組合員の資金借入のあつた

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



- 八 前二号に掲げるものの外、組合員の事業の経営の合理化に関する指導及び、旋
- 九 組合員の製造する酒類の品質の向上に関する研究及び指導
- 十 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業

（協定の設定及び変更）

第四十三条 酒類業組合は、前条第五号に掲げる規制を行おうとするときは、総会の議決により規制の内容及びその実施に関する定（以下「協定」という。）を定めて大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更（第四十五条第一項の命令に基く変更を除く。）しようとするときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該協定の内容が左の各号の一に該当すると認められるときは、認可をしてはならない。

- 一 前条第五号に規定する事態を解消するための必要、且つ、最少限度の範囲をこえていること。
- 二 不当に差別的であること。
- 三 消費者及び取引の相手方の利益を著しく害すること。

（協定の実施の予告）

第四十四条 酒類業組合の組合員たる事業主は、協定の実施期日の少くとも十五日前に、その従業員に対し、その実施について予告しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

（協定の変更命令等）

第四十五条 大蔵大臣は、第四十三条第一項の認可をした後において、当該協定の内容が同条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、遅滞なく、当該酒類業組合に対し、これを変更すべきことを命じなければならない。

2 大蔵大臣は、第四十三条第一項の認可をした後において、当該協定が不必要となつたと認めるときは、遅滞なく、その認可を取り消さなければならない。

3 大蔵大臣は、酒類業組合が第一項の命令に従わないときは、当該協定の認可を取り消すことができる。

（協定の廃止）

第四十六条 協定の廃止は、総会の議決によらなければならない。

2 酒類業組合は、協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（協定の設定等の公告）

第四十七条 酒類業組合は、協定を設定し、又は変更したときは、その内容の要旨を、協定を廃止したとき、若しくはその認可を取り消されたときは、その旨を、遅滞なく公告しなければならない。

2 前項の公告の方法は、大蔵省令で定める。

（過意金）

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



第四十八条 酒類業組合は、定款で定めるところにより、第四十三条第一項の認可を受けた協定に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

（検査員）

第四十九条 酒類業組合は、定款で定めるところにより、協定の実施を検査するために検査員を置くことができる。

2 検査員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（離職従業員の優先雇用）

第五十条 酒類業組合の組合員たる事業主は、協定の実施がその従業員の離職を招来した場合においては、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるよう努めなければならない。

（経費の賦課）

第五十一条 酒類業組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて酒類業組合に対抗することができない。

（使用料及び手数料）

第五十二条 酒類業組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴取することができる。

## 第六節 解散及び清算

（解散の事由）

第五十三条 酒類業組合は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 合併

三 破産

四 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

五 第九十条の規定による大蔵大臣の解散命令

（合併）

第五十四条 酒類業組合は、合併をすることができる。

第五十五条 合併をする酒類業組合の一方が合併後存続する場合においては、その理事は、第五十七条第二項において準用する商法第百条（債権者の異議）の手続の終了後、遅滞なく総会を招集して、これに合併に関する事項を報告しなければならない。

2 合併に因り消滅する酒類業組合の組合員は、前項の総会については、合併後存続する酒類業組合の組合員と同一の権利を有する。

第五十六条 合併によつて酒類業組合を設立するには、各酒類業組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成しなければならない。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



- 2 設立委員は、第五十七条第二項において準用する商法第百条（債権者の異議）の手續の終了後、遅滞なく、前項の定款を会議の日時及び場所とともに合併に因り消滅する酒類業組合の組合員に通知して、創立総会を招集しなければならない。
- 3 前項の創立総会においては、設立委員が作成した定款を変更することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定の変更並びに合併の議決の趣旨に反する変更は、できない。
- 4 第二項の創立総会の議事は、合併に因り消滅する酒類業組合の組合員の総数の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。
- 5 第三十八条の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

（合併についての商法等の準用）

**第五十七条** 前条第二項の創立総会については、第十八条第三項及び第三十五条並びに商法第百八十二条（創立事項の報告）、第百八十三条（取締役及び監査役の選任）、第二百三十二条第一項及び第二項（招集通知）、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効の訴）の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「設立委員」と、同法第二百四十七条第一項中「又ハ取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と、「第三百四十三条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十六条第四項」と、同法第二百四十九条第一項但書

中「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と読み替えるものとする。

2 酒類業組合の合併については、第十九条並びに商法第九十八条第二項（解散会社の合併）、第九十九条（財産目録及び貸借対照表の作成）、第一百条（債権者の異議）、第一百二条から第一百六条まで及び第一百八条から第一百一十一条まで（合併の効力発生時期、効果及び無効）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。この場合において、第十九条第一項中「発起人」とあるのは「合併をしようとする酒類業組合の理事」と、「前条第一項の創立総会」とあるのは「第五十五条第一項の総会又は第五十六条第二項の創立総会」と、商法第九十九条中「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第一百二条中「前条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十五条」と、同法第百四条第二項中「各会社ノ社員」とあるのは「各酒類業組合ノ組合員、理事、監事」と読み替えるものとする。

（清算等についての商法等の準用）

**第五十八条** 酒類業組合の清算については、商法第百十六条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百十一条、第四百十七條から第四百二十三條まで、第四百二十四条第一項、第四百二十六条第一項、第四百二十七条（合名会社及び株式会社の清算）及び第四百二十九条（書類の保存）並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五、第三百三十六條及び第三百三十七條から第三百三十八條まで（法人の清算の監督）の規定を、酒類業組合の清算人については、第二十五条から第三十条まで、第三十一条第二項及び第三



項、第三十二条、第三十四条（第三項を除く）、第四十条及び第四十一条並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（代表権の制限）及び第五十五条（代表権の委任）並びに商法第三十九条第二項（共同支配人）、第七十八条第一項（代表社員の権限）、第二百四十四条第二項（株主総会の議事録）、第二百四十七条、第二百四十九条（株主総会の決議の取消の訴）、第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の忠実義務）、第二百五十八条（欠員の場合の措置）、第二百六十六条第四項（取締役の責任の免除）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）、第二百六十九条（取締役の報酬）、第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、同法第二百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十三条第五号」と、「法務大臣」とあるのは「大蔵大臣」と、同法第二百二十四条第一項第三号中「分配」とあるのは「処分」と、同法第三百一十一条中「社員ニ分配」とあるのは「処分」と、「財産ヲ分配」とあるのは「財産ヲ処分」と、同法第四百九十九条中「財産目録及貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第四百二十条中「貸借対照表」とあるのは「収支計算書」と、同法第四百二十四条第一項中「分配」とあるのは「処分」と、同法第二百六十六条第四項中「第一項」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八条第一項において準用する同法第三十条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八条第一項ニ於テ準用スル同法第四十条第四項」と読み替えるものとする。

2 酒類業組合の設立の無効については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又ハ監事」と読み替えるものとする。

#### 第七節 登記

（登記）

第五十九条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができなく。

（設立の登記）

第六十条 酒類業組合は、第二十条の規定による事務の引継があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左に掲げる事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 六 役員の名及び住所

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



- 七 酒類業組合を代表しない理事があるときは、酒類業組合を代表すべき理事の氏名
- 八 数人の理事が共同して酒類業組合を代表すべきことを定めるときは、その規定
- 九 公告の方法

3 酒類業組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（従たる事務所の新設の登記）

第六十一条 酒類業組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

（事務所の移転の登記）

第六十二条 酒類業組合が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第六十条第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

（変更の登記）

第六十三条 第六十条第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

（解散の登記）

第六十四条 酒類業組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除く外、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第六十五条 酒類業組合が合併をしたときは、第五十七条第二項において準用する第十九条第一項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する酒類業組合については変更の登記、合併に因り消滅する酒類業組合については解散の登記、合併に因り成立する酒類業組合については第六十条に規定する登記をしなければならない。

（清算人の登記）

第六十六条 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる



事務所の所在地においては三週間以内に左に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 清算人の氏名及び住所
- 二 酒類業組合を代表しない清算人があるときは、酒類業組合を代表すべき清算人の氏名
- 三 数人の清算人が共同して酒類業組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

- 2 第六十三条の規定は、前項の規定により登記した事項の変更の登記について準用する。  
（清算終了の登記）

第六十七条 酒類業組合の清算が終了したときは、第五十八条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項（清算の終了）の承認があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。  
（管轄登記所及び登記簿）

第六十八条 酒類業組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

- 2 各登記所に、酒類業組合登記簿を備える。  
（設立の登記の申請）

第六十九条 酒類業組合の設立の登記は、役員の大員数の申請によつてする。

- 2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。
- 3 合併に因る酒類業組合の設立の登記の申請書には、第五十七条第二項において準用する商法第百

条第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対して弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面をも添附しなければならない。

第七十条 第六十条第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（変更の登記等の申請）

第七十一条 酒類業組合の事務所の新設若しくは移転の登記又は第六十条第二項に掲げる事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。

- 2 前項の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

- 3 第六十九条第三項の規定は、合併に因る変更の登記の申請について、準用する。

（一時理事の職務を行うべき者の登記の手續）

第七十二条 第三十三条及び第五十八条第一項において準用する商法第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）の規定による登記は、大蔵大臣の囑託によつてする。

（解散の登記の申請）

第七十三条 第六十四条の規定による酒類業組合の解散の登記は、第四項に規定する場合を除く外、清算人の申請によつてする。

- 2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



- 3 理事が清算人でないときは、第一項の登記の申請書には、申請人の資格を証する書面をも添附しなければならない。
  - 4 第九十条の規定による命令に基く解散の登記は、大蔵大臣の囑託によつてする。
- 第七十四条 第六十五条の規定による酒類業組合の解散の登記は、合併に因り消滅する酒類業組合の理事の申請によつてする。

- 2 第六十九条第三項及び前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（清算人の登記の申請）

第七十五条 第六十六条第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

- 2 第六十六条第二項の規定による登記は、清算人の申請によつてするものとし、その登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第七十六条 酒類業組合の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

- 2 前項の登記の申請書には、清算人が第五十八条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項（清算の終了）の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（設立無効等の登記の手續）

第七十七条 酒類業組合の設立若しくは合併を無効とし、又は総会の議決を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第三百三十五条ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）の規定を準用する。

（非訟事件手続法等の準用）

第七十八条 酒類業組合の登記については、商法第十一条（登記事項の公告）及び第六十一条（登記期間の起算）並びに非訟事件手続法第三百三十九条ノ二、第四百十二条から第五百十一条ノ六まで及び第五百十四条から第五百七条まで（商業登記の通則）の規定を準用する。

### 第三章 連合会及び中央会

（連合会）

第七十九条 第九条第一項の規定により定款で定める酒類の種類を同じくする酒造組合又は同条第三項の規定により定款で定める業態を同じくする酒販組合は、それぞれ、その地区の属する都道府県の区域を地区とする酒造組合連合会又は酒販組合連合会（以下「連合会」と総称する。）を組織することができる。但し、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けたときは、特別の区域にすることができる。

- 2 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合の組織する連合会は、その会員を第九条第五項の規定に該当する酒販組合に限ることができる。この場合においては、当該連合会の会員たる資格を有する当該酒販組合は、他の連合会の会員となることができない。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



3 連合会は、その会員の総数がその地区内において前二項の規定により会員たる資格を有する酒類業組合の総数の三分の二以上でなければ、設立することができない。

（中央会）

第八十条 酒造組合連合会及び二以上の税務署の管轄区域をその地区とする酒造組合で加入すべき連合会がないものうち、同一種類の酒類に係るものは、全国をその地区とする酒造組合中央会を組織することができる。

2 酒販組合連合会及び二以上の税務署の管轄区域をその地区とする酒販組合で加入すべき連合会がないものうち、同一業態に係るものは、全国をその地区とする酒販組合中央会を組織することができる。

3 前項の場合において、酒販組合中央会は、その会員を前条第二項の規定に該当する酒販組合連合会及び第九条第五項の規定に該当する酒販組合に限ることができる。この場合において、当該酒販組合連合会及び当該酒販組合は、他の酒販組合中央会の会員となることができない。

4 酒造組合中央会及び酒販組合中央会（以下「中央会」と総称する。）は、その会員の総数が前三項の規定により会員たる資格を有する連合会及び酒類業組合の三分の二以上でなければ、設立することができない。

（連合会及び中央会の会員の議決権）

第八十一条 連合会の会員の議決権の数は、会員たる酒類業組合の組合員の数とする。

2 中央会の会員の議決権の数は、会員たる連合会を組織する酒類業組合の組合員又は会員たる酒類業組合の組合員の数とする。

3 連合会若しくは中央会の会員たる酒類業組合又は中央会の会員たる連合会を組織する酒類業組合が第九条第二項但書又は同条第四項但書の規定の適用を受けるものである場合には、当該連合会若しくは中央会に係る第七十九条第一項若しくは前条第一項に規定する酒類の種類と異なる種類の酒類の酒類製造業者である組合員の数又は当該連合会若しくは中央会に係る第七十九条第一項若しくは前条第二項に規定する業態と異なる業態の酒類販売業者である組合員の数は、前二項の規定の適用については、当該酒類業組合の組合員の数に算入しない。

（連合会及び中央会の事業）

第八十二条 連合会は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 酒税法第五十一条第一項に規定する酒税証紙に関する制度の実施その他国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力

二 酒税法違反の自発的予防

三 会員たる酒類業組合が行う第四十二条第五号に規定する規制についての総合調整計画の設定及びその実施

四 会員たる酒類業組合の組合員の製造する酒類の原材料の購入のあつ旋

五 会員たる酒類業組合及びその組合員の資金の借入のあつ旋

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



- 六 前二号に掲げるものの外、会員たる酒類業組合の組合員の事業の経営の合理化に関する指導及びあつ旋
- 七 会員たる酒類業組合の組合員の製造する酒類の品質の向上に関する研究及び指導
- 八 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業
- 2 前項の規定は、中央会について準用する。この場合において、同項第三号中「規制」とあるのは「規制又は会員たる連合会がその会員のする規制について行う調整事業」と、第四号から第七号まで中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十三条 第四条、第五条、第六条(第三項を除く)、第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条から第二十八条まで、第二十九条(第一項第二号及び第三号を除く)、第三十条から第三十四条まで、第三十五条(第一項を除く)、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条から第七十八条までの規定は、連合会及び中央会について準用する。この場合において、第十五条第一項中「その組合員となる者三人以上」とあるのは連合会については「その会員となる者とする酒類業組合二以上」と、中央会については「その会員となる者とする連合会又は酒類業組合二以上」と、第十九条第二項第三号中「第十四条」とあるのは、連合会については「第七十九条第三項」と、中央会については「第八十条第四項」と、第三

十四条第四項中「総組合員の五分の一以上の者」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十一条中「総組合員の十分の一以上の者」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十三条第一項中「前条第五号に掲げる規制」とあるのは、連合会については「第八十二条第一項第三号の事業」と、中央会については「第八十二条第二項において準用する同条第一項第三号の事業」と、「規制の内容」とあるのは「総合調整計画の内容」と、第六十八条第二項中「酒類業組合登記簿」とあるのは、連合会については「酒類業組合連合会登記簿」と、中央会については「酒類業組合中央会登記簿」と読み替えるものとする。

#### 第四章 酒税保全措置

(酒税保全のための勧告又は命令)

第八十四条 大蔵大臣は、酒類の需給が均衡を失したことに因り、酒類の価格が酒税額及び原価に照らして低下し、又は酒類の代金の回収が遅れているため、酒税の滞納若しくは脱税が行われ、又は行われる虞があると認められる場合においては、左に掲げる事項につき内容を定めて、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会又は酒造組合に加入していない酒類製造業者に対し、これに従うべき旨の勧告をすることができる。

- 一 酒類の製造石数、原材料の購入数量又はその製造若しくは貯蔵の設備に関する規制
- 二 酒類の販売石数又はその価格、代金決済の期限その他の販売条件に関する規制
- 2 大蔵大臣は、前項の規定に該当する場合において、勧告によつては同項に規定する事態を解消す

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(七)



- ることができないと認めるときは、同項の規定による勧告をした後又は当該勧告に代えて、大蔵省令をもつて、酒類製造業者に対し、同項各号に掲げる事項につき命令することができる。
- 3 大蔵大臣は、第一項の規定に該当する場合において、前二項の規定による勧告又は命令によつては第一項に規定する事態を解消することができないと認めるときは、当該勧告若しくは命令をした後又は当該勧告若しくは命令と同時に、あるいは、酒類販売業者の取引の状況により特に必要があると認めるときは、当該勧告若しくは命令をしないで、同項第二号に掲げる事項につき内容を定めて、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会若しくは酒販組合に加入していない酒類販売業者に対し、これに従うべき旨の勧告をし、又は前項の規定に準じ、酒類販売業者に対し命令することができる。
- 4 前三項の規定による勧告又は命令の内容は、第四十三条第二項各号の一に該当するものであつてはならない。
- 5 第一項又は第三項の規定による勧告は、その相手方に対する個々の通知に代えて、官報にその内容を公告することによつて、することができる。
- 6 酒類製造業者が、事業経営の著しい不健全のため、酒税を滞納し、又は滞納する虞がある場合において、その者に担保の提供の能力がないときその他酒税の保全のため必要があると認められるときは、大蔵大臣は、その者に対し、適正な減価償却、経費の節約その他経理に関する改善をなすべきことを勧告することができる。

(酒類審議会への諮問)

第八十五条 大蔵大臣は、前条第二項又は第三項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、酒税法第三十七条の規定による中央酒類審議会に諮問しなければならない。

(酒類の種類等の表示義務)

第八十六条 酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒税法の規定による酒類の種類、類別及び級別その他政令で定める事項を容易に識別することができる方法でその販売する酒類の容器の見やすい所に表示しなければならない。

第五章 監督

(届出)

第八十七条 酒類業組合、連合会及び中央会(以下「酒類業組合等」という。)は、左に掲げる場合において、政令で定めるところにより、二週間以内に、当該各号に規定する事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 一 酒類業組合等が成立し、又は解散したときは、その旨
- 二 組合員名簿又は会員名簿の記載事項に異動を生じたときは、異動事項
- 三 第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項に異動を生じたときは、異動事項

(役員解任命令)

第八十八条 大蔵大臣は、酒類業組合等の役員がこの法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に違反するときは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(七)



反したときは、当該酒類業組合等に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。  
（業務等の改善命令）

第八十九条 大蔵大臣は、酒類業組合等の業務又は会計が法令又は定款に違反していると認めるときは、酒類業組合等に対し、期間を定めてその業務又は会計を是正すべきことを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、酒類業組合等の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、酒類業組合等に対し、改善のための適切な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（解散命令）

第九十条 大蔵大臣は、酒類業組合等が左の各号の一に該当すると認めるときは、その解散を命ずることができる。

- 一 第五条（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する要件を欠くに至つたとき。
  - 二 第十四条、第七十九条第三項又は第八十条第四項の要件を欠くに至つたとき。
  - 三 定款に定める事業以外の事業を行つた場合において、前条第一項の命令をなしたにもかかわらずこれに従わないとき。
- 2 大蔵大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、あらかじめ酒類業組合等とその旨を理由を附して通知し、当該酒類業組合等を代表する役員又はその代理人の出頭を求め、積明のための証拠を提出する機会を与えるため、部下の職員をして聴聞をさせなければならぬ。

（質問検査権）

第九十一条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、酒類業組合等、酒類製造業者若しくは酒類販売業者に対し、その業務若しくは財産に関し必要な報告を求め、又は当該職員をして、これらの者に対し質問し、若しくはその事務所若しくは事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況、帳簿書類、設備、原材料若しくは酒類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

（交付金の交付）

第九十二条 国は、酒類業組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことのできない事務費を補うため、予算の範囲内において、交付金を交付することができる。

2 国は、酒類業組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、交付金を交付してはならない。

3 第一項の規定による交付金の交付の手續については、政令で定める。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用除外)

第九十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の規定は、酒類業組合等又はその組合員若しくは会員が第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の認可を受けた協定に基づいて行う行為及び第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に基づいて行う行為には、適用しない。但し、不公正な競争方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第九十四条 大蔵大臣は、第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 大蔵大臣は、第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 公正取引委員会は、第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の認可を受けた協定の内容が第四十三条第二項各号(第八十三条において準用する場合を含む。)の一に該当するに至つたと認めるときは、大蔵大臣に対し、第四十五条(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による処分を請求することができる。

(実施規定)

第九十五条 この法律に特に規定するものの外、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七章 罰則

第九十六条 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十七条 第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けない協定を実施した場合においては、酒類業組合等の理事でその行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十八条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八十六条の規定に違反した者
- 二 第九十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して偽りの陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条 第六条第三項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十六条又は前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(七)



人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第一百一条 左の各号の一に該当する場合には、酒類業組合等の発起人、理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定に基いて酒類業組合等が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。
- 二 この法律に定める登記を怠つたとき。
- 三 この法律に定める公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 四 第十条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 五 第十三条第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 六 第二十二條若しくは第三十九條（これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四條、第五十七條第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する商法第九十九條又は第五十八條第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する商法第四百十九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは偽りの記載をしたとき。
- 七 第二十八條、第二十九條又は第四十條第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十八條第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは偽りの記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八 この法律又は定款で定めたる理事又は監事の定数を欠くに至つた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

九 第三十一條第二項又は第三項（第五十八條第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による調査を妨げたとき。

十 第三十四條第一項（第五十八條第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一 第四十一條（第五十八條第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第四十六條第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）又は第八十七條の規定による届出を怠つたとき。

十三 第五十八條第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する商法第三百十一條の規定に違反して財産を処分したとき。

十四 第五十八條第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十五 第五十八條第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十六 第五十八條第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百一十六條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（七）



十四条第三項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十七 裁判所の選任した清算人に事務の引渡をしないとき。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十八年三月一日から施行する。
- 2 酒類業組合等がその設立に際し酒類製造業者又は酒類販売業者が組織する民法第三十四条の規定により設立された法人又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の規定により設立された事業協同組合から資産の贈与を受けた場合においては、当該酒類業組合等の設立の日を含む事業年度の所得に対する法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の適用については、当該資産の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。
- 3 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第十九条第七号中「塩業組合中央会」の下に「酒類業組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会」を、「塩専売法」の下に「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」を加える。
- 4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。  
第四条第二十三号中「これらを営む者」を「並びにこれらを営む者並びに酒類業組合、その連合会及びその中央会」に改める。  
第九条第一項第一号中「制度」の下に「及び酒類業組合等に関する制度」を加える。

第三十四条第三号中「これらを営む者」を「並びにこれらを営む者並びに酒類業組合、その連合会及びその中央会」に改める。

### 医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十八年三月五日）  
法律第八号

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 前条の規定により分配をした後において、なお残余財産がある場合においては、清算

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律（八）



医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を  
改正する法律（八）

四九八

人は、日本医療団が目的としていた医療の普及に資するため、日本医療団から譲渡された医療機関及びその他の公的医療機関の整備のために、その残余財産を処分することができる。  
前項の規定による残余財産の処分は、前条の規定による残余財産の分配の終了後一年以内に、これをしなければならない。

第十七条中「残余財産の分配」を「前二条の規定による残余財産の分配又は処分」に改める。  
第十八条を次のように改める。

第十八条 第十六条の規定により分配をした後における残余財産で、第十六条の二の規定によつて処分されないものは、国庫に帰属する。

第二十一条中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 輸出品取締法の一部を改正する法律

（昭和二十八年三月十二日  
法律第九号）

輸出品取締法（昭和二十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「をいい」、「輸出業者」とは、輸出品を輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡す者をいい、「生産業者」とは、輸出品を生産し、又は加工する者」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 主務大臣は、輸出品の品目を指定して、その各々につき、品質に関する最低の標準又は包装条件及びその標準又は条件に達している旨を表示すべき様式を定めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により指定された輸出品の特定の地域における声価を維持するため特に必要があると認めるときは、その品目及び地域を指定して、前項の規定により定められた標準又は条件より高い標準又は条件及びその標準又は条件に達している旨を表示すべき様式を定めることができる。

輸出品取締法の一部を改正する法律（九）

四九九



第六条第一項中「その輸出品の輸業者又は生産業者が」を削り、「様式に従う表示」の下に「(主務大臣が指定する輸出品にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。)」を加え、「又は輸出品として政府に譲り渡し」を削り、同条第二項中「輸業者又は生産業者は、」を削り、「表示をするとき」を「表示しようとする者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、左に掲げる場合は、適用しない。

一 本邦にある外国公館が送付する貨物その他主務省令で定める貨物を輸出するとき。

二 当該貨物の輸出が輸出品の価値を害するおそれがないと認められる場合において、主務大臣が許可したとき。

第七条及び第七条の二を次のように改める。

第七条 第四条第一項の規定により指定された輸出品であつて、同条第二項の規定により指定されないもの及び同条第二項の規定により指定された輸出品であつて、同項の規定により指定された地域以外の地域に輸出されるものは、同条第一項又は第二項の規定により定められた様式に従う表示(主務大臣が指定する輸出品にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。)並びに表示の年月日及び表示をした者の氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出してはならない。

2 第四条第二項の規定により指定された輸出品であつて、同項の規定により指定された地域に輸出されるものは、同項の規定により定められた様式に従う表示(主務大臣が指定する輸出品にあつて

は、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。)並びに表示の年月日及び表示をした者の氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出してはならない。

3 第四条第一項又は第二項の規定により指定された輸出品にそれぞれこれらの規定により定められた様式に従う表示しようとする者は、その輸出品がそれぞれこれらの規定により定められた標準又は条件に達しているときでなければ、その表示をしてはならない。

4 前三項の規定は、前条第三項に掲げる場合は、適用しない。

第七条の二 第三条又は第四条の規定により指定された輸出品であつて、これらの規定により定められた等級又は標準に係る様式に従う表示するには、特別の機械器具その他の設備又は知識経験を要するものと認めて主務大臣が指定する品目に属するものは、その指定の日から六十日を経過した後は、政府機関又はその品目ごとに主務大臣が行う登録を受けた者でなければ、これらの規定により定められた等級又は標準に係る様式に従う表示をしてはならない。

2 第四条の規定により指定された輸出品であつて、同条の規定により定められた条件に係る様式に従う表示するには、特別の機械器具その他の設備又は知識経験を要するものと認めて主務大臣が指定する品目に属するものは、その指定の日から六十日を経過した後は、政府機関又はその品目ごとに主務大臣が行う登録を受けた者でなければ、同条の規定により定められた条件に係る様式に従う表示をしてはならない。

3 主務大臣は、前二項の規定による指定をしたときは、その輸出品の品目を官報に公示しなければ



ならない。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による登録をしたときは、その登録をした者（以下「被登録者」という。）の氏名又は名称、住所及びこれらの規定による表示の業務に係る事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

第七条の三中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第七条の四中「第七条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、第四号を削る。

第七条の五を次のように改める。

第七条の五 主務大臣は、第七条の三の規定による登録の申請が左の各号に適合していると認めるときでなければ、これを登録してはならない。

一 主務大臣が定める機械器具その他の設備を用いて第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を行うものであること。

二 主務大臣が定める条件に適合する知識経験を有する者が第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務に従事し、その数が主務大臣が定める数以上であること。

三 第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を行うため主務大臣が定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

四 第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて、これらの規定による表示の業務の運営が不公正となるおそれのないも

のであること。

五 法人である場合には、その役員又は構成員の構成が第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務の公正な運営に支障を及ぼすおそれのないものであること。

六 その登録をすることによつて申請に係る品目に属する輸出品に係る第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の能力が著しく過剰とならないこと。

2 主務大臣は、前項第一号の機械器具、同項第二号の条件及び数並びに同項第三号の地域を定め、又は変更したときは、これを官報に公示しなければならない。

第七条の六第一項中「第七条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第三項の規定による命令に違反したとき。

三 次条第四項の認可を受けた規程によらないで、第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を行つたとき。

第七条の六に次の一項を加える。

3 主務大臣は、被登録者が前条第一項第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その者に対し、期間を定めて、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるとができる。

第七条の七中「第七条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条に次の三項を加える。

輸出品取締法の一部を改正する法律（九）



- 4 被登録者は、第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 5 被登録者は、主務大臣の許可を受けなければ、第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を休止し、又は廃止してはならない。
  - 6 主務大臣は、前項の規定により許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。
- 第七条の八中「被登録者又は政府機関」を「政府機関又は被登録者」に改め、「第七条の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。
- 第七条の九第一項中「被登録者の表示の業務を行うための機械器具その他の設備若しくは第七条の七第三項の帳簿」を「若しくは被登録者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件」に、「輸出品の輸出業者、第六条若しくは第七条の規定による表示をする生産業者若しくは被登録者」を「輸出品に第六条若しくは第七条の規定による表示をする者」に改め、「第七条の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。
- 第八条第二項中「又は輸出品として政府に譲り渡し」を削る。
- 第十条を次のように改める。
- (不服の申立)
- 第十条 この法律の規定により行政庁又は被登録者とした処分に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に聴聞会の開催を請求することができる。

- 2 主務大臣は、前項の請求があつたときは、聴聞会を開いて、不服の事由を審査し、文書をもつて決定をしなければならない。
- 第十一条の二第一項中「第七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「政府機関」の下に「又は被登録者」を加える。
- 第十二条中「第七条の二第二項において準用する場合を含む。」を削り、「第七条第一項若しくは第二項」を「第七条第一項から第三項まで」に改め、「第七条の二第一項」を削る。
- 第十四条中第二号から第四号までを削り、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
- 一 第七条の二第一項若しくは第二項、第七条の七第一項、第二項若しくは第五項、第七条の八又は第八条第一項の規定に違反した者は
- 第十七条中「第十二条及び前三条」を「その法人又は人の業務に関し、第十二条、第十四条又は第十六条」に改める。

附 則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める。
  - 2 この法律の施行の際現に改正前の第七条の二第一項の規定による登録を受けている者は、その登録を受けた日から二年間は、改正後の同項の規定により登録を受けたものとみなす。
  - 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 輸出品取締法の一部を改正する法律(九)



児童福祉法の一部を改正する法律

（昭和二十八年三月十六日）  
法律 第十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「第五十条第一号、第二号、第五号」を「第五十条第五号」に改める。

第五十三条中「第五十条」を「第五十条（第一号から第三号までを除く。）」に改める。

第五十六条第二項中「市町村長において、」を「主務大臣又は都道府県知事が徴収すべき費用については都道府県知事において、市町村長が徴収すべき費用については市町村長において、それぞれ」に改め、同条第三項を削る。

第五十六条の四を第五十六条の五とし、第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の四 国庫は、第五十条第二号に規定する児童委員に要する費用のうち、厚生大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第七十一条中「及び第五十六条第三項」を削る。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「五百円以内」を「七百円以内」に改める。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十八年三月十六日）  
法律 第十一号

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「出町簡易裁判所」を「礪波簡易裁判所」に、「盛簡易裁判所」を「大船渡簡易裁判所」に、「大湊簡易裁判所」を「田名部簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「愛知県碧海郡安城市」を「安城市」に、「岐阜県恵那郡中津川町」を「中津川市」に、「富山県下新川郡魚津町」を「魚津市」に、「富山県氷見郡氷見町」を「氷見市」に、「富山県東礪波郡出町」を「富山県東礪波郡礪波町」に、「岡山県小田郡笠岡町」を「笠岡市」に、「島根県美濃郡益田町」を「益田市」に、「福岡県山門郡柳川町」を「柳川市」に、「岩手県気仙郡盛町」を「大船渡市」に、「青森県下北郡大湊町」を「青森県下北郡田名部町」に改める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「神代村狛江村」を「神代町狛江町」に、同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を「瑞穂町」に、同表平塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「国府村」を「国府町」に、同表千葉一宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「長生郡」を「茂原市 長生郡」に改め、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「久努村」を削り、同表谷村簡易裁判所の管轄区域の欄中「西桂村」を

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（一一）



下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(一一)

「西桂町」に、同表宝塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内 良元村」を「武庫郡」に改め、同表三田簡易裁判所の項を次のように改める。

三	兵庫県の内 有馬郡 神戸市の内 兵庫区の内 道場町 八多町 大沢町
---	---

同表社簡易裁判所の管轄区域の欄中「加東郡」を「西脇市 加東郡」に改め、同表滋賀八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「島村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「安楽川村」を「安楽川町」に、同表海南簡易裁判所の管轄区域の欄中「大崎村 椒村」を「大崎町 初島町」に、「猿川村」を「国吉村」に、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「小鈴谷村 阿久比村」を「小鈴谷町 阿久比町」に、同表愛知横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」に、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧南市」を「安城市 碧南市」に、同表中津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「恵那郡」を「中津川市 恵那郡」に改め、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「下岬村」を削り、同表魚津簡易裁判所の項を次のように改める。

魚津	富山県の内 魚津市 下新川郡の内 桜井町 生地町 東布施村 東山村 内山村
----	--

同表氷見簡易裁判所の管轄区域の欄中「氷見郡」を「氷見市 氷見郡」に改め、同表出町簡易裁判所及び城端簡易裁判所の項を次のように改める。

礪波	富山県の内 東礪波郡の内 礪波町 南般若村 東般若村 梅檀野村 般若村 柳瀬村 太田村 東野尻村 梅檀山村 福野町 山野村 井波町 利賀村 高瀬村 鷹栖村 庄川町 西礪波郡の内 是戸村 高波村
----	--

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(一一)



城	富山県の内 東礪波郡の内 城端町 井口村 平村 上平村
端	西礪波郡の内 福光町 南蟹谷村 西野尻村 東石黒村

同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「奥海田村」を「東海田町」に、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「寺西村」を「寺西町」に、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉橋島村」を「倉橋町」に改め、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「下野村」を削り、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡山市」を「岡山市 西大寺市」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「甲浦村」並びに同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「長尾町」及び「呉妹村」を削り、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊洲村」、「西阿知町」、「二万村 大備村 菌村」及び「箭田町」を削り、「新本村」を「新本村 真備町」に改め、同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠岡町 金浦町」を削り、「小田郡の内」を「笠岡市 小田郡の内」に、「神島外村」を「神島外町」に、「北木島村」を「北木島町」に改め、同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「日美村 富山村 大和村 下倉村 水内村」を「昭和町 大和村」に、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「成器村 大茅村」を「大成村」に、同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「船岡村 大伊村」を

「船岡町」に改め、同表若桜簡易裁判所の管轄区域の欄中「牟村」を削り、同表益田簡易裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡」を「益田市 美濃郡」に、同表柳川簡易裁判所の管轄区域の欄中「山門郡」を「柳川市 山門郡」に、同表六角簡易裁判所の管轄区域の欄中「江北村」を「江北町」に、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「厳木村」を「厳木町」に、同表大口簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉松村」を「吉松町」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「上東郷村」を「東郷町」に、同表出水簡易裁判所の管轄区域の欄中「出水郡」を「阿久根市 出水郡」に、同表久慈簡易裁判所の管轄区域の欄中「長内村」を「長内町」に改め、同表盛簡易裁判所の項を次のように改める。

大	岩手県の内 大船渡市
船	気仙郡の内 小友村 広田町 米崎村 高田町 気仙町 矢作村 竹駒村 横田村 世田米町 下有住村 上有住村 綾里村 越喜来村 吉浜村
渡	

同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「筒井村」を「筒井町」に、同表大湊簡易裁判所の項中「大湊」を「田名部」に、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「江部乙村」を「江部乙町」に、同表苫小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「安平村」を「安平村 追分村」に、同表俱知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「喜茂



別村」を「喜茂別町」に、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇治村」を「宇治村 本川村」に改め、同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「本川村」を削り、同表新居浜簡易裁判所及び今治簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮窪村」を「宮窪町」に、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「寒川村」を「寒川町」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法

（昭和二十八年三月十六日）  
法律 第十二号

（目的）

第一条 この法律は、海岸砂地地帯に対し、潮風又は飛砂に因る災害の防止のための造林事業及び農業生産の基礎条件の整備に関する事業をすみやかに且つ総合的に実施することによつて、当該地帯の保全と農業生産力の向上を図り、もつて農業経営の安定と農民生活の改善を期することを目的とする。

（海岸砂地地帯の指定）

第二条 農林大臣は、海岸砂地地帯農業振興対策審議会の意見を聞いて、潮風又は潮流に因つて、い

積された砂土におおわれているために、土砂の飛散又は移動がはなはだしいか又は農業生産力が著しく劣つている土地が集団的に存在する都道府県の区域の一部を海岸砂地地帯として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県知事に通知しなければならぬ。

（都道府県知事の定める農業振興計画）

第三条 前条第二項の通知を受けた都道府県知事は、同条第一項の指定に係る海岸砂地地帯についての農業振興計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により農業振興計画を定めるには、あらかじめ、関係人の意見を聞かなければならぬ。

（農林大臣の定める農業振興計画）

第四条 農林大臣は、前条第一項の農業振興計画を参し、や、くし、海岸砂地地帯農業振興対策審議会の意見を聞いて、海岸砂地地帯についての国の農業振興計画を定めなければならない。

2 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

3 前項の予算の計上に当つては、第一項の農業振興計画が総合的且つ効率的に実施されるよう考慮されなければならない。

4 政府は、毎年度、第一項の農業振興計画を実施するために必要な資金の融通に関する計画を定め



なければならぬ。

（農業振興計画の内容）

第五条 農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

- 一 防災林の造成、改良及び維持管理に関する事項
- 二 農地の造成、改良及び保全に関する事項
- 三 農業用道路その他農地の利用上必要な施設の整備に関する事項
- 四 農畜産物の生産、加工、販売その他処理についての共同施設の整備に関する事項
- 五 農業技術の改良、農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項

（事業の実施）

第六条 第三条及び第四条第一項に規定する農業振興計画に基づく事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施する。

（委任事項）

第七条 第三条から前条までに定めるものを除く外、農業振興計画の決定について必要な事項は、省令で定める。

（海岸砂地地帯農業振興対策審議会の設置及び権限）

第八条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他海岸砂地地帯における農業振興

に関する重要事項を調査審議するために、農林省に海岸砂地地帯農業振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、海岸砂地地帯における農業振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第九条 審議会は、左に掲げる委員二十五人以内で組織する。

- 一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人
- 二 参議院議員の中から参議院が指名した者 三人
- 三 自治庁次長
- 四 大蔵事務次官
- 五 農林事務次官
- 六 建設事務次官
- 七 経済審議庁次長
- 八 都道府県知事の中から農林大臣が任命した者 二人
- 九 都道府県議会議長の中から農林大臣が任命した者 二人
- 十 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の教授の中から農林大臣が任命した者 三人

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（一二）

五一五



- 十一 農林業者の団体を代表する者の中から農林大臣が任命した者
- 十二 五人以内
- 1 前項第一号、第二号及び第八号から第十一号までに掲げる委員の任期は、二年とする。但し、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。
- 5 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基づいて、農林大臣が任命する。
- 7 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 8 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償貸付等）

第十條 国は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二條（無償貸付）又は第二十八條（讓与）の規定にかかわらず、第四條第一項の農業振興計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、その事業の用に必要な普通財産を無償で貸し付け、又は讓与することができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、昭和三十五年三月三十一日限りその効力を失う。
- 3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。  
第三十四條第一項の表中湿田単作地域農業改良促進対策審議会の項の次に次の一項を加える。

海岸砂地地帯農業振興 対策審議会	海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号） の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
---------------------	---

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律

（昭和二十八年三月十六日）  
法律 第三十三号

（この法律の目的）

第一條 この法律は、消費生活協同組合の協同施設等の設備に必要な資金の貸付を行う都道府県に対して、長期且つ低利に、貸付資金を貸し付けることによつて、消費生活協同組合の事業の健全な発達を図り、もつて協同組織による国民生活の合理的改善を助長することを目的とする。

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律（一三）



（都道府県に対する国の貸付）

第二条 政府は、都道府県が、厚生省令で定める基準に適合する消費生活協同組合に対して、左の各号に掲げる資金を貸し付けるときは、その都道府県に対して、当該貸付金額の二分の一に相当する貸付資金を貸し付けることができる。

- 一 共同洗たく所、共同浴場その他の協同施設の設備に必要な資金
- 二 組合員の生活に必要な物資の加工又は生産のための施設の設備に必要な資金
- 三 前各号の施設以外の施設で厚生省令で定めるものの設備に必要な資金

（国の貸付金の条件）

第三条 前条の規定による国の貸付金の利率その他の条件は、左の各号に定めるところによる。

- 一 利率 年三分
- 二 貸付期間 七年（据置期間を含む。）
- 三 償還方法 五年元本均等償還

2 前項第二号の据置期間は、貸付をした日から二年間とする。

3 前条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県が、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき、償還金の支払を怠つたとき、又は貸付契約の条項に違反したときは、政府は、当該都道府県に対して、国の貸付金の全部又は一部の一時償還を請求することができる。

（都道府県の貸付）

第四条 第二条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県は、消費生活協同組合に対して、同

条各号に掲げる資金を貸し付ける場合には、一組合当りの貸付の限度及び利率その他の貸付条件について、厚生省令で定めるところに従わなければならない。但し、国から貸付を受けた貸付金の二倍の額をこえて貸し付ける場合においては、そのこえる部分については、この限りでない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条中第五十四号の次に次の一号を加える。

五十四の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律（昭和二十八年法律第十三号）の定めるところにより、都道府県に資金を貸し付けること。

第十二条中第八号の次に次の一号を加える。

八の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律を施行すること。



# 麻薬取締法

（昭和二十八年三月十七日  
法律第十号）

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 免許（第三条―第十一条）
- 第三章 禁止及び制限（第十二条―第二十九条）
- 第四章 取扱（第三十条―第三十六条）
- 第五章 業務に関する記録及び届出（第三十七条―第五十条）
- 第六章 監督（第五十一条―第五十八条）
- 第七章 雑則（第五十九条―第六十三条）
- 第八章 罰則（第六十四条―第七十五条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、麻薬が医療及び学術研究以外の用途に使用されることによつて生ずる保健衛生上の危害を防止するため、その輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うことを目的とする。

### （用語の定義）

第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 麻薬 別表に掲げる物をいう。
- 二 家庭麻薬 別表第二十四号但書に規定する物をいう。
- 三 麻薬取扱者 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者をいう。
- 四 麻薬営業者 麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。
- 五 麻薬輸入業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸入することを業とする者をいう。
- 六 麻薬輸出業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸出することを業とする者をいう。
- 七 麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造すること（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。
- 八 麻薬製剤業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製剤すること（麻薬に化学的变化を加えないで他の麻薬にすることをいう。但し、調剤を除く。以下同じ。）、又は麻薬を小分けすること（他人から譲り受けた麻薬を分割して容器に収めることをいう。以下同じ。）を業とする者をいう。
- 九 家庭麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、家庭麻薬を製造することを業とする者をいう。



- 十 麻薬元卸売業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬卸売業者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。
- 十一 麻薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。
- 十二 麻薬小売業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せんにより調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。
- 十三 麻薬施用者 都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者をいう。
- 十四 麻薬管理者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者をいう。
- 十五 麻薬研究者 都道府県知事の免許を受けて、学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用する者をいう。
- 十六 業務所 麻薬取扱者が業務上又は研究上麻薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所、薬局、病院、診療所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条第一項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。以下同じ。）、家畜診療施設（往診のみによつて家畜の診療に従事する獣医師の住所を含む。以下同じ。）及び研究施設をいう。但し、同一の都道府県の区域内にある二以上の病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設で診療又は研究に従事する麻薬施用者又は麻薬研究者

については、主として診療又は研究に従事する病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設のみを業務所とする。

十七 麻薬診療施設 麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所及び家畜診療施設をいう。

十八 麻薬研究施設 麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう。

## 第二章 免許

（免許）

第三条 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許は、厚生大臣が、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許は、都道府県知事が、それぞれ業務所ごとに行う。

2 左に掲げる者でなければ、免許を受けることができない。

- 一 麻薬輸入業者の免許については、薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）の規定により医薬品の輸入販売業の登録を受けている者
- 二 麻薬輸出業者の免許については、薬事法の規定により医薬品の製造業又は販売業の登録を受けている者であつて、自ら薬剤師であるか又は薬剤師を使用しているもの
- 三 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者の免許については、薬事法の規定により医薬品の製造業の登録を受けている者
- 四 麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者の免許については、薬事法の規定により薬局の登録を受けて



いる者又は同法の規定により医薬品の販売業の登録を受けている者であつて、自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているもの

- 五 麻薬小売業者の免許については、薬事法の規定により薬局の登録を受けている者
- 六 麻薬施用者の免許については、医師、歯科医師又は獣医師
- 七 麻薬管理者の免許については、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師
- 八 麻薬研究者の免許については、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用することを必要とする者

3 左の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができる。

- 一 第五十一条第一項の規定により免許を取り消され、取消の日から三年を経過していない者
- 二 この法律若しくは大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に違反する罪又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者
- 三 禁治産者
- 四 精神病患者又は麻薬若しくは大麻の中毒者
- 五 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者があるもの
- 4 都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を行つたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（免許証）

第四条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条の規定により麻薬取扱者の免許を行つたときは、当該麻薬取扱者に対して免許証を交付しなければならない。

- 2 免許証には、麻薬取扱者の氏名又は名称及び住所その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。
- 3 免許証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

（免許の有効期間）

第五条 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

（免許の失効）

第六条 麻薬取扱者の免許は、その有効期間が満了したとき、及び第五十一条第一項の規定により取り消されたときのほか、左の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

- 一 次条第一項の届出があつたとき。
- 二 当該麻薬取扱者が第三条第二項各号の資格を欠くに至つたとき。

（業務廃止等の届出）

第七条 麻薬取扱者は、当該免許の有効期間中に当該免許に係る業務所における麻薬に関する業務又は研究を廃止したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業



者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、麻薬取扱者が第三条第二項各号の資格を欠くに至つた場合に準用する。
- 3 麻薬取扱者が死亡し、又は法人たる麻薬取扱者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者又は麻薬元卸売業者の死亡又は解散の場合にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の死亡又は解散の場合にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前三項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（免許証の返納）

第八条 麻薬取扱者は、その免許の有効期間が満了し、又は第五十一条第一項の規定により免許を取り消されたときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

（免許証の記載事項の変更届）

第九条 麻薬取扱者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の届出があつたときは、すみやかに免許証を書き替えて当該麻薬取扱者に交付しなければならない。

（免許証の再交付）

第十条 麻薬取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証の再交付を申請しなければならない。

2 麻薬取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。



（手数料）

第十一条 左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手料を納めなければならない。

- 一 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許を申請する者 二千円
- 二 麻薬卸売業者の免許を申請する者 千五百円
- 三 麻薬小売業者、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許を申請する者 二百円
- 四 麻薬研究者の免許を申請する者 百円
- 五 免許証の再交付を申請する者 百円

2 前項第一号の手料及び第五号中麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許証の再交付を申請する者の納める手数料は、国庫の収入とし、その他の手数料は、都道府県の収入とする。

第三章 禁止及び制限

（禁止行為）

第十二条 ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。但し、麻薬研究施設の設置者が厚生大臣の許可を受けて、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合及び麻薬研究者が厚生大臣の許可を受けて、研究のため、製造し、製剤し、施用し、又は

所持する場合は、この限りでない。

2 麻薬原料植物は、何人も、栽培してはならない。但し、麻薬研究者が厚生大臣の許可を受けて、研究のため栽培する場合は、この限りでない。

（輸入）

第十三条 麻薬輸入業者でなければ、麻薬（前条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。）を輸入してはならない。

（輸入の許可）

第十四条 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入しようとするときは、そのつど厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した許可申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

- 一 輸入しようとする麻薬の品名及び数量
- 二 輸出者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸入の期間
- 四 輸送の方法
- 五 輸入港名

3 第一項の許可を受けた者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、厚生大臣の許可を受け



なければならぬ。

- 4 厚生大臣は、国内における当該麻葉の需要量及び保有量を考慮して適當でないと認めるときは、第一項又は前項の許可を与えないことができる。
- 5 厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、申請者の氏名又は名称及び住所並びに第二項に掲げる事項を記載した輸入許可書及び輸入許可証明書を交付する。
- 6 厚生大臣は、第三項の許可をしたときは、輸入許可書及び輸入許可証明書を書き替えて交付する。

（輸出許可証明書の提出）

- 第十五条 麻葉輸入業者は、麻葉を輸入したときは、相手国発給の輸出許可証明書を、その麻葉を輸入した日又は輸出許可証明書を受け取つた日から十日以内に、厚生大臣に提出しなければならぬ。

（輸入許可書の返納）

- 第十六条 麻葉輸入業者は、許可を受けた輸入の期間内に麻葉を輸入しなかつたときは、その期間の満了後十日以内に、輸入許可書を厚生大臣に返納しなければならない。

（輸出）

- 第十七条 麻葉輸出業者でなければ、麻葉を輸出してはならない。

（輸出の許可）

- 第十八条 麻葉輸出業者は、麻葉を輸出しようとするときは、そのつど厚生大臣の許可を受けなければならぬ。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した許可申請書に相手国発給の輸入許可証明書を添えて、これを厚生大臣に提出しなければならない。

一 輸出しようとする麻葉の品名及び数量

二 輸入者の氏名又は名称及び住所

三 輸出の期間

四 輸送の方法

五 輸出港名

- 3 第一項の許可を受けた者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならぬ。

- 4 厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、申請者の氏名又は名称及び住所並びに第二項各号に掲げる事項を記載した輸出許可書及び輸出許可証明書を交付する。

- 5 厚生大臣は、第三項の許可をしたときは、輸出許可書及び輸出許可証明書を書き替えて交付する。

- 6 麻葉輸出業者は、麻葉を輸出するときは、麻葉に輸出許可証明書を添えて送らなければならない。



（輸出許可書及び輸出許可証明書の返納）

第十九条 麻薬輸出業者は、許可を受けた輸出の期間内に麻薬を輸出しなかつたときは、その期間の満了後十日以内に、輸出許可書及び輸出許可証明書を厚生大臣に返納しなければならない。

（製造）

第二十条 麻薬製造業者でなければ、麻薬を製造してはならない。但し、麻薬研究者が研究のため製造する場合は、この限りでない。

2 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者でなければ、家庭麻薬を製造してはならない。但し、麻薬研究者が研究のため製造する場合は、この限りでない。

（製造の許可）

第二十一条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者若しくは家庭麻薬製造業者は、麻薬又は家庭麻薬を製造しようとするときは、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間（以下「四半期」という。）ごとに、製造しようとする麻薬又は家庭麻薬の品名及び数量並びに製造のために使用する麻薬の品名及び数量について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 第十四条第四項の規定は、前項の許可について準用する。

3 厚生大臣は、第一項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、製造された麻薬を収めるべき容器の容量を指示することができる。

（製剤）

第二十二条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者でなければ、麻薬を製剤してはならない。但し、麻薬研究者が研究のため製剤する場合は、この限りでない。

（製剤及び小分けの許可）

第二十三条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、麻薬を製剤し、又は小分けしようとするときは、四半期ごとに、製剤し、又は小分けしようとする麻薬の品名及び数量並びに製剤のために使用する麻薬の品名及び数量について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 第十四条第四項及び第二十一条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（譲渡）

第二十四条 麻薬業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。但し、麻薬診療施設の開設者が、施用のため交付される麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2 麻薬輸入業者は、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

3 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

4 麻薬製造業者は、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコデイン、ジヒドロコデイン



ン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

5 麻薬製剤業者は、麻薬輸出業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

6 家庭麻薬製造業者は、麻薬を譲り渡してはならない。

7 麻薬元卸売業者は、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

8 麻薬卸売業者は、当該免許に係る業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

9 麻薬小売業者は、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

10 前九項の規定は、厚生大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。

（麻薬小売業者の譲渡）

第二十五条 麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該処方せんにより調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。

（譲受）

第二十六条 麻薬業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、麻薬を譲り受けてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬施用者から交付される麻薬を麻薬診療施設の開設者から譲り受ける場合

二 麻薬処方せんの交付を受けた者が、その処方せんにより調剤された麻薬を麻薬小売業者から譲り受ける場合

2 麻薬業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、第二十四条の規定により禁止される麻薬の譲渡の相手方となつてはならない。

（施用、施用のための交付及び麻薬処方せん）

第二十七条 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬研究者が、研究のため施用する場合

二 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受けた者が、その麻薬を施用する場合

三 麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する場合

2 麻薬施用者は、疾病の治療以外の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

3 麻薬施用者は、前項の規定にかかわらず、麻薬の中毒者の中毒症状を緩和するため、その他その中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

4 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び



住所（患者にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所）、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

（所持）

- 第二十八条 麻薬取扱者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、麻薬を所持してはならない。但し、麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を所持する場合は、この限りでない。
- 2 家庭麻薬製造業者は、コデイン、ジヒドロコデイン及びこれらの塩類以外の麻薬を所持してはならない。

（廃棄）

- 第二十九条 麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

第四章 取扱

（証紙による封かん）

- 第三十条 麻薬輸入業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、その輸入し、製造し、又は製剤し、若しくは小分けした麻薬を譲り渡すときは、厚生省令の定めるところにより、麻薬を取めた容器又は容器の直接の被包に、政府発行の証紙で封を施さなければならない。

- 2 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、前項の規定により封が施されているままでなければ、麻薬を譲り渡してはならない。
- 3 麻薬施用者又は麻薬小売業者は、第一項の規定により封が施されているまま、麻薬を交付し、又は麻薬を譲り渡してはならない。
- 4 前三項の規定は、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、適用しない。

（容器及び被包の記載）

- 第三十一条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「㊦」の記号及び左に掲げる事項が記載されている麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。但し、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

- 一 輸入、製造、製剤又は小分けの年月日
- 二 成分たる麻薬の品名及び分量又は含量
- 三 その他厚生省令で定める事項

（譲受証及び譲渡証）

- 第三十二条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生省令の定める様式により作成し、押印した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えでなければ、麻薬を交付してはならず、且つ、麻薬を交付するときは、同時に、厚生省令の定める様式に



より作成し、押印した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。但し、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は、交付を受けた日から二年間、これを保存しなければならない。

（麻薬診療施設及び麻薬研究施設における麻薬の管理）

- 第三十三条 二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者一人を置かなければならない。但し、その開設者が麻薬管理者である場合は、この限りでない。

- 2 麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者とする。以下この章及び次章において同じ。）又は麻薬研究者は、当該麻薬診療施設又は当該麻薬研究施設において施用し、若しくは施用のため交付し、又は研究のため自己が使用する麻薬をそれぞれ管理しなければならない。

- 3 麻薬施用者は、前項の規定により麻薬管理者の管理する麻薬以外の麻薬を当該麻薬診療施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

（保管）

- 第三十四条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その業務所内で保管しなければならない。

- 2 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

（事故の届出）

- 第三十五条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に届出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（免許が失効した場合等の措置）

- 第三十六条 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、麻薬営業者の免許が効力を失い、又は麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設が麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設でなくなつたとき（麻薬営業者の免許が効力を失つた場合において、引き続きその者が麻薬営業者となつたときを除く。）は、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者にあつては都道府県知事に、現に所有する麻薬の品名及び数量を届けなければならない。

- 2 前項の規定により届け出なければならない者については、これらの者が届出事由の生じた日から



- 五十日以内に、同項の麻薬を麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者（同項の麻薬が第十二条第一項に規定する麻薬である場合には、麻薬研究施設の設置者に限る。）に譲り渡す場合に限り、その譲渡及び譲受については、第十二条第一項、第二十四条第一項及び第二十六条第二項の規定を適用せず、また、これらの者の前項の麻薬の所持については、同期間に限り、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定を適用しない。
- 3 前項の期間内に麻薬を譲り渡した者は、譲渡の日から十五日以内に、第一項に規定する区分に従い厚生大臣又は都道府県知事に、その麻薬の品名及び数量、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者に準用し、第二項の規定は、これらの者が麻薬を譲り渡す場合の譲渡及び譲受並びにこれらの者の麻薬の所持について、準用する。
- 5 都道府県知事は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。
- 第五章 業務に関する記録及び届出

（帳簿）

第三十七条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、麻薬若しくは家庭麻薬の製造若しくは麻薬の製剤のために使用し、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- 二 輸入若しくは輸出又は譲渡若しくは譲受の相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量
- 2 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

第三十八条 麻薬小売業者は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 譲り受けた麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- 二 譲り渡した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
- 三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量
- 四 廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

- 2 麻薬小売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。
- 第三十九条 麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。



らなう。

- 一 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
  - 二 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
  - 三 当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
  - 四 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量
- 2 麻薬管理者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければならない。
- 3 麻薬診療施設の開設者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

第四十条 麻薬研究者は、当該麻薬研究施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名及び数量並びにその年月日
  - 二 製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
  - 三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量
- 2 麻薬研究者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

き渡さなければならない。

3 麻薬研究施設の設置者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

（施用に関する記録）

第四十一条 麻薬施用者は、麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十四条若しくは歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二十三条に規定する診療録又は獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第二十条に規定する診療簿に、患者の氏名及び住所（患者にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所）、病名、主要症状、施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量並びに施用又は交付の年月日を記載しなければならない。

（麻薬輸入業者の届出）

第四十二条 麻薬輸入業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

- 一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器一個あたりの麻薬の量（以下「容器の容量」という。）及びその容器の数
- 二 その期間中に輸入した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸入の年月日
- 三 その期間中に譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡の年月日



麻葉取締法（一四）

五四四

四 期末に所有した麻葉の品名及び数量並びに容器の容量及び数

（麻葉輸出業者の届出）

第四十三條 麻葉輸出業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻葉の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 その期間中に輸出した麻葉の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸出の年月日

三 その期間中に譲り受けた麻葉の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲受の年月日

四 期末に所有した麻葉の品名及び数量並びに容器の容量及び数

（麻葉製造業者、麻葉製剤業者及び家庭麻葉製造業者の届出）

第四十四條 麻葉製造業者、麻葉製剤業者又は家庭麻葉製造業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻葉の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 その期間中に麻葉の製造若しくは製剤又は家庭麻葉の製造のために使用した麻葉の品名及び数量

三 その期間中に製造し、製剤し、若しくは小分けした麻葉又は製造した家庭麻葉の品名及び数量並びに製造し、製剤し、又は小分けした麻葉の容器の容量及び数

四 その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻葉の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡又

は譲受の年月日

五 期末に所有した麻葉の品名及び数量並びに容器の容量及び数

六 その他厚生省令で定める事項

（麻葉元卸売業者の届出）

第四十五條 麻葉元卸売業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻葉の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻葉の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡又は譲受の年月日

三 期末に所有した麻葉の品名及び数量並びに容器の容量及び数

（麻葉卸売業者の届出）

第四十六條 麻葉卸売業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、前条各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を取りまとめ、その期間の満了後五十日以内に、厚生大臣に報告しなければならない。

（麻葉小売業者の届出）

第四十七條 麻葉小売業者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出な

麻葉取締法（一四）

五四五



ければならない。

- 一 前年の十月十六日に所有した麻薬の品名及び数量
- 二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量
- 三 その年の十月十五日に所有した麻薬の品名及び数量

（麻薬管理者の届出）

第四十八条 麻薬管理者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 前年の十月十六日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量
- 二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量
- 三 その年の十月十五日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

（麻薬研究者の届出）

第四十九条 麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 前年の十月十六日に管理した麻薬の品名及び数量
- 二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間内

製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の十月十五日に管理した麻薬の品名及び数量

（麻薬中毒患者に関する届出）

第五十条 医師は、診察の結果受診者が麻薬に中毒していると診断したときは、すみやかにその中毒患者の氏名、住所、年齢、性別及び中毒している麻薬の名称を、その中毒患者の居住地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

## 第六章 監督

（免許の取消等）

第五十一条 厚生大臣は、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、これらの者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく厚生大臣若しくは都道府県知事の処分違反したとき、又は第三条第三項第二号から第五号までの各号の一に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。



（聴聞）

第五十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じようとするときは、あらかじめ、当該麻薬取扱者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該麻薬取扱者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞においては、当該麻薬取扱者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、当該麻薬取扱者又はその代理人が正当の理由がなくて出頭しないときは、聴聞を行わないで前条第一項の規定による処分を行うことができる。

（報告の徴収等）

第五十三条 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬の取締上必要があると認めるときは、麻薬取扱者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の吏員に、業務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

はならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（麻薬取締官及び麻薬取締員）

第五十四条 厚生省に百五十名以内の麻薬取締官を、都道府県に通じて百名以内の麻薬取締員を置く。

2 麻薬取締員の都道府県別の定数は、政令で定める。

3 麻薬取締官及び麻薬取締員の資格について必要な事項は、政令で定める。

4 麻薬取締官は、厚生省の職員のうちから、厚生大臣が命じ、麻薬取締員は、都道府県の吏員のうちから、都道府県知事が、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して命ずる。

5 麻薬取締官は、厚生大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律若しくは大麻取締法に違反する罪、刑法第二編第十四章に定める罪又は麻薬中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察員としての職務を行う。

6 前項の規定による司法警察員とその他の司法警察職員とは、その職務を行うにつき互に協力しなければならない。

7 麻薬取締官及び麻薬取締員は、司法警察員として職務を行うときは、小型武器を携帯することが



できる。

8 麻薬取締官及び麻薬取締員の前項の武器の使用については、警察官等職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）第七条の規定を準用する。

（麻薬取締官の職務執行の場所）

第五十五条 麻薬取締官は、別に法律の定めるところにより置かれる地区麻薬取締官事務所に属し、当該地区麻薬取締官事務所の管轄区域内において、その職務を行う。

2 麻薬取締官は、捜査のため必要があるときは、その属する地区麻薬取締官事務所の管轄区域外においても、その職務を行うことができる。

（麻薬取締官と麻薬取締員の協力）

第五十六条 厚生大臣は、捜査上特に必要があるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の麻薬取締員を麻薬取締官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該麻薬取締員は、捜査に必要な範囲において、厚生大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 都道府県知事は、捜査上特に必要があると認めるときは、厚生大臣に対し、特定の事件につき、当該都道府県の区域を管轄する地区麻薬取締官事務所に属する麻薬取締官の協力を申請することができる。この場合においては、厚生大臣は、適当と認めるときは、当該麻薬取締官を協力させるものとする。

（麻薬取締員と都道府県の区域）

第五十七条 麻薬取締員は、前条に規定する場合のほか、捜査のため必要がある場合において、厚生大臣の許可を受けたときは、当該都道府県の区域外においても、この職務を行うことができる。

（麻薬取締官及び麻薬取締員の麻薬の譲受）

第五十八条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、麻薬に関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からも麻薬を譲り受けることができる。

第七章 雑則

（都道府県の支弁及び国庫の負担）

第五十九条 都道府県は、この法律に基き都道府県知事が行う免許その他麻薬取締に要する費用を支弁しなければならない。

2 麻薬取締員に要する費用は、政令の定めるところにより、国庫が負担する。

3 第五十六条第一項の規定により、麻薬取締員が当該都道府県の区域外において職務を行つたときは、これに直接要した費用は、政令の定めるところにより、国庫が負担する。

（国庫に帰属した麻薬の処分）

第六十条 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した麻薬について、大蔵大臣と協議して必要な処分をすることができる。

（証紙の代価）



第六十一条 麻葉輸入業者、麻葉製造業者又は麻葉製劑業者は、第三十条第一項に規定する証紙の交付を申請するときは、実費の範囲内において厚生省令で定める額の代価を国庫に納めなければならぬ。

（同一人が二以上の免許を有する場合の取扱）

第六十二条 同一人が二以上の麻葉取扱者の免許を有する場合には、この法律中麻葉の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、免許ごとに、それぞれ別個の麻葉取扱者とみなす。

（実施命令）

第六十三条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則

第六十四条 第十二条第一項の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十五条 第十二条第二項、第十三条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十四条第一項から第九項まで、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで又は第二十八条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 前二項の場合において、刑法に正条があるときは、同法による。

第六十六条 営利の目的で前二条の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十萬圓以下の罰金に処する。

第六十七条 常習として第六十四条又は第六十五条の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の規定にあたる行為が前条の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十萬圓以下の罰金に処する。

第六十八条 前四条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する麻葉は、没収する。但し、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

第六十九条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、刑法に正条がある場合には、同法による。

一 第十四条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻葉を輸入した者

二 第十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻葉を輸出した者

三 第二十一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻葉又は家庭麻葉を製造した者

四 第二十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで、麻葉を製劑し、又は小分けした者

五 第二十五条の規定に違反した者

六 第五十一条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

第七十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金に処し、又はこ



れを併科する。

- 一 第四条第三項の規定に違反した者
- 二 第二十七条第四項の規定による処方せんの記載にあたり、虚偽の記載をした者
- 三 第二十九条の規定による許可を受けずに麻薬を廃棄した者
- 四 第三十条第一項から第三項まで又は第三十一条の規定に違反した者
- 五 第三十二条第一項の規定による譲受証の交付を受けずに、又はこれと引き換えずに麻薬を交付した者
- 六 第三十二条第一項の規定による譲渡証を交付しないで麻薬を交付した者
- 七 第三十二条第一項の規定による譲受証又は譲渡証に虚偽の記載した者
- 八 第三十二条第二項、第三十三条又は第三十四条の規定に違反した者
- 九 第三十五条第一項又は第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあたり、虚偽の届出をした者
- 十 第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- 十一 第三十七条第二項、第三十八条第二項、第三十九条第三項又は第四十条第三項の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつた者

十二 第四十一条の規定による診療録又は診療簿の記載にあたり、虚偽の記載をした者

十三 麻薬処方せんを偽造し、又は変造した者

第七十一条 第三十五条第一項、第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条又は第五十条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条から第四十五条まで、第四十六条第一項又は第四十七条から第四十九条までの規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十三条 第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十五条又は第十八条第六項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条、第六十七条第二項又は第六十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金を科する。



第七十五条 第八条又は第十条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

（麻薬取締法の廃止）

2 麻薬取締法（昭和二十三年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3 旧法に基いて厚生大臣のした免許、許可その他の行為で、この法律に各相当する規定のあるものは、それぞれこの法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事のしたものとみなす。

4 旧法に基いて交付された麻薬取扱者の免許証は、この法律に基いて交付されたものとみなす。

5 旧法第二十九条第一項の規定に基き発行された証紙及び同条同項の規定により施された封は、それぞれこの法律第三十条第一項の規定に基き発行され、及び同条同項の規定により施されたものとみなす。

6 旧法第十三条第一項の規定により交付された譲受証及び譲渡証は、それぞれこの法律第三十二条第一項の規定により交付されたものとみなす。

7 この法律の施行の際、現に二人以上の麻薬施用者が診療に従事する家畜診療施設の開設者については、この法律の施行後三月間は、第三十三条第一項の規定を適用しない。

8 前項の開設者が自ら麻薬管理者となり、又は麻薬管理者一人を置くまでの間は、同項の家畜診療施設で診療に従事する麻薬施用者は、当該施設において自己が施用し、又は施用のため交付する麻薬をそれぞれ管理しなければならず、且つ、その管理する麻薬以外の麻薬を当該施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

9 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

10 この法律の施行の際、現に旧法第十四条第三項の規定により保存されている帳簿は、この法律第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の帳簿とみなす。

11 この法律の施行の際、現に前項の帳簿を保存している麻薬施用者若しくは麻薬管理者又は麻薬研究者は、すみやかにその帳簿を、当該麻薬診療施設の開設者又は当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

12 前項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

13 麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、第十一項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、これを最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

14 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



- 15 第七十四条の規定は、前項の違反行為があつた場合に準用する。
- 16 この法律の施行前にした違反行為（旧法による麻薬でこの法律により麻薬及び家庭麻薬のいずれにもされないもの並びに旧法による家庭麻薬に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 17 この法律の施行の際、現に旧法第五十二条の二の規定により都道府県に駐在する麻薬取締官である職員が引き続き都道府県の麻薬取締員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用がある場合を除き、その職員が引き続き麻薬取締に関する事務に従事する間に限り、同条の規定を準用する。
- 18 国の所有に属する動産で、都道府県に駐在する麻薬取締官が、この法律の施行の際現にその事務の用に供しているものは、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第三条の規定にかかわらず、当該都道府県に譲与することができる。この場合においては、同法第五条第二項の規定を準用する。
- 19 昭和二十八年度に限り、第十一条第一項の規定により納められる手数料は、同条第二項の規定にかかわらず、全部国庫の収入とし、また、国庫は、第五十九条第二項及び第三項並びにこの法律による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十条第六号の二の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、この法律に基き都道府県知事が行う免許その他の事務に要する費用を都道府県に交付する。

（薬事法の一部改正）

- 20 薬事法の一部を次のように改正する。  
第四十一条第六号中「コカ葉、コカイン、コデイン、モルヒネ、阿片」を削る。
- （厚生省設置法の一部改正）
- 21 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。  
第五条第四十九号を次のように改める。  
四十九 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者及び麻薬卸売業者の免許を行い、その免許を取り消し、並びに業務の停止を命ずること。
- （地方財政法の一部改正）
- 22 地方財政法の一部を次のように改正する。  
第十条中第六号の次に次の一号を加える。  
六の二 麻薬取締員に要する経費

別表

- 一 阿片及びコカ葉
- 二 モルヒネ及びその塩類
- 三 ジアセチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類
- 四 コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類

麻薬取締法（一四）



麻薬取締法（一四）

五六〇

- 五 ジヒドロモルヒネ、ジヒドロモルヒノン、メチルジヒドロモルヒノン、ジヒドロデスオキシモルヒネ、エヌーアリアルノルモルヒネ、ジヒドロコデイン、ジヒドロコデイノン、ジヒドロヒドロオキシコデイノン、テバイン及びこれらのエステル
- 六 前号に掲げる物の塩類
- 七 モルヒネーエヌーオキシドその他の五価窒素モルヒネ及びその透導体
- 八 エクゴニン及びその塩類
- 九 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類
- 十 ーメチルー四ーフェニルピペリジンー四ーカルボン酸エチルエステル及びその塩類
- 十一 四ー（三ーヒドロオキシフェニル）ーーメチルー四ーピペリジンエチルケトン及びその塩類
- 十二 ーメチルー四ー（三ーヒドロオキシフェニル）ーピペリジンー四ーカルボン酸エチルエステル及びその塩類
- 十三 アルファーー三ージメチルー四ーフェニルー四ープロピオンオキシピペリジン及びその塩類
- 十四 ベーターー三ージメチルー四ーフェニルー四ープロピオンオキシピペリジン及びその塩類
- 十五 四・四ージフェニルー六ージメチルアミノヘプタノンー三及びその塩類
- 十六 四・四ージフェニルー五ーメチルー六ージメチルアミノヘキサノンー三及びその塩類
- 十七 四・四ージフェニルー六ージメチルアミノヘプタノールー三及びその塩類

- 十八 四・四ージフェニルー六ージメチルアミノー三ーアセトオキシヘプタン及びその塩類
- 十九 四・四ージフェニルー六ーモルフオリノヘプタノンー三及びその塩類
- 二十 ベーターーーメチルー三ーエチルー四ーフェニルー四ープロピオンオキシピペリジン及びその塩類
- 二十一 三ーヒドロオキシエヌーメチルモルヒナン及びその塩類
- 二十二 三ーメトオキシエヌーメチルモルヒナン及びその塩類
- 二十三 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、且つ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
- 二十四 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物。但し、千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有し、これら以外の前各号に掲げる物を含有しない物を除く。

大麻取締法の一部を改正する法律

（昭和二十八年三月十七日）  
法律 第十 五号

大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「その種子並びにそれらの製品」を「その製品」に改め、「並びに発芽不能の種子及びその製品」を削る。

大麻取締法の一部を改正する法律（一五）

五六一



第二条第二項及び第三項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。  
第四条に次の但書を加える。

但し、大麻研究者が、厚生大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合は、この限りでない。

第五条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第六条第一項中「厚生省」を「都道府県」に改める。

第七条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第九条中「国庫」を「都道府県」に改める。

第十条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 大麻取扱者は、大麻取扱者名簿の登録事項に変更を生じたときは、十五日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

6 大麻取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

7 大麻取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事にその免許証を返納しなければならない。  
第十一条中第一項を削り、第二項中「国庫」を「都道府県」に改め、同項の項番号を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十四条中「種子以外の大麻」を「大麻」に、「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十五条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削る。

第十七条及び第十八条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条を次のように改める。

第二十条 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻について、大蔵大臣及び農林大臣と協議して必要な処分をすることができる。

第二十一条第一項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第一項及び第二項中「当該官吏」を「麻薬取締官又は麻薬取締員その他の吏員」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 都道府県は、この法律に基き都道府県知事が行う免許その他大麻取締に要する費用を支弁しなければならない。

第二十五条第一項第一号中「又は第十二条第二項」を削り、同条同項中第二号を削り、第三号を第二



号とする。

第二十六条第二号中「第十条第四項」の下に「又は第七項」を加え、同条中第三号を削り、第四号中「第二十条第一項の規定による処分又は」を削り、「立入検査若しくは収去」を「立入、検査又は収去」に改め、同号を第三号とする。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 2 この法律による改正前の規定に基づいて厚生大臣のした免許、許可その他の行為は、改正後の規定に基づいて都道府県知事のしたものとみなす。
- 3 この法律による改正前の規定に基づいて交付された大麻取扱者の免許証は、改正後の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この法律の施行前にした違反行為（大麻草の種子及びその製品に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 昭和二十八年度に限り、この法律による改正後の第九条又は第十一条の規定により納められる手数料は、これらの規定にかかわらず、国庫の収入とし、また、国庫は、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）附則第二十二項の規定による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十條第六号の二の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、この法律による改正後の規定に基づき都道府県知事が行う免許その他の事務に要する費用を都道府県に交付する。

統計法の一部を改正する法律

（昭和二十八年三月十八日 法律第十十六号）

統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項但書中「統計報告調整法」の下に「（昭和二十七年法律第四百四十八号）」を加え、「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改める。

第十条第六項各号列記以外の部分中「官吏又は」を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

（昭和二十八年三月十八日 法律第十七号）

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「資本金は、」の下に「政府の一般会計からの出資金百億円と」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

（退職手当）

第十七条の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

統計法の一部を改正する法律（一六）  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（一七）



第三十六条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

附則第一項中「及び附則第二十項」を、「附則第二十項及び附則第二十一項」に改め、附則に次の一項を加える。

21 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「政府は、前条の計画を実施するため、」を「農林漁業金融公庫は、」に改め、「農林漁業金融融通法（昭和二十六年法律第五号）の定めるところにより、」を削り、「貸し付けるものとする。」「を貸し付ける場合には、前条の計画を基準としなければならない。」「に、同条第一号及び第二号中「造成、」を「改良、造成、」に改める。

別表第七号中「十五年」を「二十五年」に、「一年」を「三年」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の農林漁業金融公庫法第四条の規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年度において出資するものとする。
- 3 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「支給される職員（以下「職員」という。）」の下に「（農林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。）」を加える。

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十八年三月十九日法律第十八号）

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和二十四年法律第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

「並びに」を、「」に改め、「又は満州国に行つた医師考試の第一部考試に及格した者」の下に「及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による修業年限四年の医学専門学校において、第四学年の課程を修了した者」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十八年三月十九日法律第十九号）

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二号）の一部を改正する法律（一八）旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（一九）



百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 当該借換の日における当該外貨債の証券の所有者以外の者が所有しているもので、その者がその取得の際当該外貨債が借り換えられたものであることを知らなかつたもの  
第四条に次の三項を加える。

4 旧法第四条第二項の規定により無効となつた利札(第一項の規定により有効なものとなつた利札を除く。)で第一号又は第二号に該当するものうち、当該利札に係る外貨債の借換に際し、当該利札につき穴あけ、記載事項のまつ消その他当該利札を無効とする行為がされなかつたもので大蔵大臣の指定するものは、当該利札に係る利子の支払義務については、当該借換の日にかかのぼつて有効なものとする。

一 昭和十六年十二月八日以後日本国と外国との間の戦争状態の発生に伴い、当該外国の法令に基づき清算に付され、又は敵産として管理に付されたもの

二 当該借換の日における当該利札の所有者以外の者が所有しているもので、その者がその取得の際当該利札に係る外貨債が借り換えられたものであることを知らなかつたもの

5 前項の規定は、旧外国為替管理法に基く命令による支払(利札と引換による支払を除く。)がされ、旧法第十八条第一項の規定により無効となつた利札(第二項の規定により有効なものとなつた利札を除く。)について準用する。この場合において、前項中「当該利札に係る外貨債の借換」とあるのは「当該支払」と、「当該借換の日」とあるのは「当該支払の日」と、「当該利札に係る外貨債が借り換えられたもの」とあるのは「当該利札が当該支払により無効となつたもの」と読み替えるものとする。

6 大蔵大臣は、第四項(前項において準用する場合を含む。)の指定をしたときは、その指定した利札に係る外貨債の証券の銘柄、額面金額、記号及び番号並びに当該利札の券面金額及び支払期日を告示する。

第五条に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、前条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により有効なものとなつた利札について準用する。この場合において、第二項中「前条第三項」とあるのは「前条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)」と、「支払の日」とあるのは「借換又は支払の日」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



### 主要農作物種子法の一部を改正する法律

（昭和二十八年三月二十日）  
法律第二十号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び小麦」を、「小麦及び大豆」に改め、同条第二項中「審査することをいう。」を「審査することを行い」、「生産物審査」とは、都道府県が、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。」に改める。

第四条の見出しを「審査」に、同条第二項中「ほ場審査」を「ほ場審査及び生産物審査（以下本条において「審査」という。）」に、第三項及び第四項中「ほ場審査」を「審査」に、第五項中「第三項」を「第四項」に、「ほ場審査」を「審査」に改め、第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

第五条の見出しを「ほ場審査証明書等の交付」に、同条中「第四項」を「第五項」に改め、同条中「ほ場審査」の下に「又は生産物審査」を、「当該主要農作物」の下に「又はその種子」を、「ほ場審査証明書」の下に「又は生産物審査証明書」を加える。

第六条の次に次の二条を加える。

（原種及び原原種の生産）

第六条の二 都道府県は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の生産を行わなければならない。

（優良な品種を決定するための試験）

第六条の三 都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならない。

第七条を次のように改める。

（国の助成）

第七条 国は、毎年度予算の範囲内で、政令の定めるところにより、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行うほ場審査及び生産物審査、第六条の事務、第六条の二の主要農作物の原種及び原原種の生産並びに第六条の三の試験に必要な経費の一部

二 主要農作物の種子の生産に必要な経費につき都道府県が指定種子生産者に補助する経費の全部又は一部

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

主要農作物種子法の一部を改正する法律（二〇）



生活保護法の一部を改正する法律(二一)

五七二

- 2 農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項中「及び小麦」を「小麦及び大豆」に改める。

### 生活保護法の一部を改正する法律

(昭和二十八年三月二十三日 法律第二十一号)

- 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第五十三条の見出しを「医療費の審査及び支払」に改め、同条に次の一項を加える。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生省令で定める者に委託することができる。

#### 附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。  
第十三条第二項中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第三項」を「生活保護法第五十三条第四項又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第三項」に、「支払事務」を「支払に関する事務」に、同条第三項中「各保険者(前項の場合においては、厚生大臣、都道府県知事)」に改める。

府県知事又は保健所を設置する市の市長)を「保険者、都道府県、市若しくは社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を設置する町村又は厚生大臣若しくは都道府県知事」に改める。

### 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十八年三月二十四日 法律第二十二号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人数	区市町村		区		市		町		村	
	投票日	平日	日曜日 又は休日	日曜日 又は休日	日曜日 又は休日	日曜日 又は休日	日曜日 又は休日	日曜日 又は休日	日曜日 又は休日	
五百人未満		四、二五	五、八七	七、四八	三、八九	五、三三	六、七三	二、七三	三、六五	五、一〇

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(二二)

五七三



国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する  
法律(二二)

五七四

一五	千	人	未	以	満	上	四、五六八	六、六四七	八、五〇三	四、三二六	六、〇三九	七、六四九	三、一三三	四、二〇七	五、一七三
二一	千	人	未	以	満	上	六、〇四一	八、四七二	一〇、五三七	五、五七三	七、六四五	九、四八五	三、九四三	五、〇二七	五、九九三
三二	千	人	未	以	満	上	七、二六四	九、九三七	一二、三三三	六、六九〇	九、〇二二	一一、〇九一	四、九一七	六、二一九	七、三七七
三三	千	人	未	以	満	上	九、〇四七	一二、〇七二	一四、六六七	八、三三七	一〇、九一三	一三、二二七	六、三三三	七、八七二	九、三三三
五三	千	人	未	以	満	上	一一、三六三	一四、九二七	一八、一〇七	一〇、四五二	一三、五五九	一六、三三九	七、八六七	九、六〇三	一一、一四七
一一	万	人	未	以	満	上	一四、八二二	一九、三三三	二三、三二二	一三、六七一	一七、五五七	二一、〇〇七	一〇、三三七	一三、五〇七	一六、四三七
二一	万	人	未	以	満	上	二〇、七五三	二七、二七三	三三、一一九	二〇、二二四	二七、九二九	三三、七九二	一七、二一七	二二、五六七	二七、四六二
二二	万	人	未	以	満	上	二七、〇七七	三五、九七四	四三、九七二	二七、七三二	三七、七三二	四七、三九四	二八、二八七	三七、三二二	四六、四八七

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人数	区市町村	区		市		町		村	
		平日 又は休 日	日曜日 又は休 日	平日 又は休 日	日曜日 又は休 日	平日 又は休 日	日曜日 又は休 日	平日 又は休 日	日曜日 又は休 日

五	百	人	未	以	満	上	二、一七六	三、九六〇	五、五五〇	一、九〇三	三、四五六	四、八三六	一、〇六〇	一、九二八	二、七〇〇
一五	千	人	未	以	満	上	二、五〇一	四、六二〇	六、四七五	二、二一九	四、〇三二	五、六四二	一、三三五	二、四一〇	三、三七五
二一	千	人	未	以	満	上	二、九〇〇	五、二八〇	七、四〇〇	二、五三六	四、六〇八	六、四四八	一、三三五	二、四一〇	三、三七五
三二	千	人	未	以	満	上	三、二六七	五、九四〇	八、三三五	二、八五三	五、一八四	七、二五四	一、五九〇	二、八九二	四、〇五〇
三三	千	人	未	以	満	上	三、六三〇	六、六〇〇	九、二五〇	三、一七〇	五、七六〇	八、〇六〇	一、八五五	三、三三四	四、七五〇
五三	千	人	未	以	満	上	四、三五六	七、九二二	一〇、一〇〇	三、八〇四	六、九二二	九、六七三	二、二〇二	三、八五六	五、四〇〇
一五	万	人	未	以	満	上	五、四四五	九、九〇〇	一二、八七五	四、七五五	八、六四〇	一一、〇九〇	二、六五〇	四、八二〇	六、七五〇
二一	万	人	未	以	満	上	七、九八六	一四、五三〇	二〇、三五〇	六、九七四	一二、六七二	一七、七三三	三、九七五	七、三三〇	一〇、一三五
二二	万	人	未	以	満	上	一〇、八〇一	一九、八〇〇	二七、七五〇	九、五二七	一六、二四二	二二、一八〇	五、三〇〇	九、六四〇	一三、五〇〇

第四条第三項中「千五百三十四円」を「千八百三十六円」に、「千三百三十六円」に、「千六百円」に、「千二百二十四円」を「千三百四十一円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村	区		市		町		村	
		平日 又は休 日	日曜日 又は休 日	平日 又は休 日	日曜日 又は休 日	平日 又は休 日	日曜日 又は休 日	平日 又は休 日	日曜日 又は休 日

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する  
法律(二二)

五七五